

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標 1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
啓発	1 市民等に対する啓発・広報活動の推進					
	「社会モデル＊」による障害者の定義や、「合理的配慮」の必要性などをはじめ、障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。 ＊「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと	障害保健福祉のしおりの発行	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害に関するシンボルマークを記載し、障害理解の普及に努める。 発行予定時期：令和6年度中 発行予定部数：18,000部（区役所等で配布）	1
		ほほえみ交流活動事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、学校・児童館等での体験・交流学习を中心に、障害がある人となない人が相互に交流する機会を広げることにより、障害や障害がある人への理解促進を図る。	2
		障害者差別解消推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○法改正にあわせて啓発リーフレットを改正し、周知啓発を一層進める。 ○引き続き、障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等についても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。	3
		障害者社会参加推進センター	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○関係団体・社会参加推進事業関係者の協議や研修のほか、障害者週間にあわせた街頭啓発等を実施する。	4
		市民・企業啓発事業	文化市民局	共生社会推進室	○企業向け講座や人権啓発サポート制度において、より効果的な事業の展開と、より多くの利用参加を得られるように努める。 ○引き続き、講座の開催、啓発・広報を行い、障害のある方の雇用及び障害のある方に対する市民や企業の理解を促進する。	5
		学校における人権教育	教育委員会	学校指導課	○本市人権教育の基本方針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」において、「障害のある人にかかわる課題」を学校教育で取り組むべき重点課題の1つとして挙げ、全ての子どもたちが互いを正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていくための豊かな人間性を育む教育、「個別の指導計画」等に基づく一人一人に応じた教育の充実等を推進する。	6

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
啓発	2 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進					
	障害福祉サービスの提供事業者等 に対して、障害理解や権利擁護につ いての理解促進を目的とし、全市向 け・圏域ごとの研修を実施するほか、 企業等に対して、障害のある人の雇 用の促進に向け、京都府や京都労働 局と協力し、啓発活動に取り組みま す。 また、企業や団体、公的機関等に対 しても、1と同様に障害や障害のある 人への正しい理解と認識を深めるた めの啓発に取り組みます。	福祉ボランティアセンター管理運営、 区ボランティアセンター運営補助金	保健福祉局	健康長寿企画課	○引き続き、市域の福祉ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、 各区ボランティアセンターと連携し、ボランティア団体や当事者団体、社会福祉施 設、企業、大学関係団体等とのつながりを深めることで、ボランティア活動の活 性化や人員育成等を進める。	7
		基幹相談支援センター運営事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○全市を範囲として、基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対するスキ ルアップ研修を計4回実施 ○圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが権利擁護の啓発・促進等に向 けた研修を年16回実施	8
		障害者差別解消推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○法改正にあわせて啓発リーフレットを改正し、周知啓発を一層進める。 ○引き続き、障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等につ いても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。	9
		障害者就労支援プロモート事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○本市、国、府の各行政から民間まで、労働、福祉、教育の各分野の関係機関 等が参画し、協働・連携する支援環境の整備について検討を行う「京都市障害者 就労支援推進会議」を開催予定(2～3月) ○京都市障害者就労支援推進会議HP「はたらきまひよ」の運営 ○京都労働局・ハローワーク、京都府、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支 援機構、京都府高齢・障害者雇用支援協会と共催し、京都障害者ワークフェアを 開催。優良施設に対して市長表彰を実施予定(9月) ○福祉事業所等の支援者・利用者向けにスキルアップ研修を開催予定 開催予定：7回／150名程度 ○企業等向けの障害者雇用企業セミナー等を開催予定 開催実績：3回／50名程度	10
	精神保健福祉ボランティア連絡協議 会運営	保健福祉局	こころの健康増進セ ンター	○精神保健福祉ボランティア養成講座(全5回)を実施 ○風に出あう会～シルバーリボンキャンペーン～の実施 ○ボランティア連絡協議会通信「風のリンケージ」の発行	11	

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
啓発	3 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進及び相談体制の拡充					
	障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、差別解消に向けた事業者による合理的配慮の提供に関する相談体制を整備します。 また、京都市対応要領を改正し、広く周知を行う等、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受け、生きづらさを抱える全ての方を対象として、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に展開していきます。 また、特に障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意し啓発に取り組めます。	障害者差別解消推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○法改正にあわせて啓発リーフレットを改正し、周知啓発を一層進める。 ○引き続き、障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等についても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。	12
		障害者差別相談 専門相談員の設置	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害を理由とする差別や合理的配慮の不提供等に関する相談について専用ダイヤル及び専門相談員を設置し、市民の身近な相談窓口としての役割を担う。	13
		職員研修の実施(市長部局)	行財政局	人事課	1 研修名 新規採用職員研修 「ユニバーサルデザイン」及び「障害者福祉」(286名) 実施日:令和6年4月12日(金) 内 容:本市の取組を学ぶとともに、障害への理解を深める。(内部講師) 2 研修名 新任課長級研修「障害者雇用」 実施日:令和6年7月 ※動画及び講義資料配布にて実施 内 容:本市の障害者雇用の状況及び合理的配慮等を学ぶ。(内部講師) 3 研修名 新任主任級研修(「手話言語条例」の科目を実施) 実施日:令和6年11月(予定) ※動画及び講義資料配布にて実施 内 容:聴覚障害への理解を深め、手話に関する本市の取組を学ぶ。(内部講師) 4 研修名 公務員基本研修(「手話言語条例」の科目を実施) 実施日:令和6年1月(予定) ※動画及び講義資料配布にて実施 内 容:聴覚障害への理解を深め、手話に関する本市の取組を学ぶ。(内部講師)	14

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		職員研修の実施(教育委員会事務局)	教育委員会	総務部総務課、 総合教育センター(研修課)	○引き続き、特別な教育的支援・配慮を必要とする児童・生徒一人一人に応じた、適切かつきめ細やかな教育活動の推進を図るため、基礎的知識から実践的指導法まで、総合育成支援教育に関する資質・指導力の向上を図る研修を実施していく。 ○各種研修において、研修内容やねらい等に応じたオンラインやオンデマンドの活用を推進するとともに、校園内での研修等で活用できる動画コンテンツの充実を図り、更なる研修機会の拡充を図る。	15
		職員研修の実施(上下水道局)	上下水道局	総務部企業力向上推進室	1 人権月間講座 受講者 各所属1名 実施日 令和6年11～12月(動画研修) 2 職場研修 受講者 全職員 実施日 令和6年12月	16
		職員研修の実施(交通局)	交通局	企画総務部研修所	1 新規採用市バス運転士研修 第171期 : 令和6年 3月25日～令和6年4月 8日 第172期等: 令和6年 8月 8日～令和6年8月26日 第173期等: 令和6年12月26日～令和7年1月17日 (1) 研修名: 発達障害研修 (2) 研修名: 知的障害研修 (3) 研修名: 認知症研修 (4) 研修名: 視覚障害者研修 (5) 研修名: 手話研修 (6) 研修名: 車イス対応実習 2 新規採用者駅職員研修 第29期: 令和6年 3月 11日～令和6年 4月 9日 第30期: 令和6年11月12日～令和6年12月10日 (1) 研修名: 認知症研修 (2) 研修名: 手話研修 (3) 研修名: 車いす対応実習 4 交通サポートマネージャー研修 (1) 実施日: 令和6年12月5日(木)、6日(金)(高速鉄道部、自動車部) (2) 内 容: 鉄道事業者やバス事業者の職員などを対象に、障害のある当事者や専門家が講師となって、講義や実技、グループワークを等して、バリアフリーの基礎知識、障害のある方や高齢の方などへの接遇・介助の基本及び円滑なコミュニケーションスキルを習得する。	17

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		職員研修の実施(消防局)	消防局	教育管理課	○ 実施済み 1 手話講座 受講者 消防学校初任教育生 105名(市45名、府60名) 実施日 令和6年7月11日 内 容 聴覚に障害のある方の現状に関する講義及び初歩的な手話 講 師 京都市手話講師派遣センター 2 社会福祉講座 受講者 消防学校初任教育生105名(市45名、府60名)及び現任職員 31名 実施日 令和6年7月17日 内 容 視覚障害者の現状に関する講義及び視覚障害体験及び誘導 要領 講 師 京都府視覚障害者協会 ○ 予定 1 手話講座 受講者 消防学校初任教育生及び現任職員 実施予定 令和7年2月 内 容 聴覚に障害のある方の現状に関する講義及び初歩的な手話 講 師 京都市手話講師派遣センター 2 社会福祉講座 受講者 消防学校初任教育生105名(市45名、府60名)及び現任職員 31名 実施予定 令和7年2月 内 容 視覚障害者の現状に関する講義及び視覚障害体験及び誘導 要領 講 師 京都府視覚障害者協会	18
ユニバーサル デザイン	4 ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及					
	障害のある人もない人も全ての人が、まちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、みやこユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。	みやこユニバーサルデザインの推進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○みやこUD賞、ユニバーサルデザインアドバイザー派遣、人にやさしいサービス宣言事業や市広報誌の活用等により、ユニバーサルデザインの理解を促し、更なる普及に努める。	19

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
ユニバーサル デザイン	5 人にやさしいまちづくりの推進					
	京都に住む障害のある人もない人も、全ての人が暮らしやすいのはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を更に進めていきます。	みやこユニバーサルデザインの推進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、鉄道駅舎やバスターミナルの新築、大規模改修の事案について、設計段階及び工事完了後にみやこUD審議会利用しやすい施設づくり部会から意見を聴く機会を設け、その意見を事業者に伝えることにより、一層利用者の視点に立った整備が行われるよう促していく。	20
		交通バリアフリー基本構想に基づく駅周辺道路のバリアフリー化の推進	建設局	道路環境整備課	○道路のバリアフリー化事業 【工事】西院地区（佐井通） 大宮地区（壬生通） 上桂地区（水垂上桂線） 京阪藤森地区（深草西浦緯15号線） 京阪七条地区（七条通） 西大路地区（御前通）	21
		公園の整備	建設局	みどり政策推進室	○久世橋公園を再整備予定。 ○新設、再整備においては、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の内容に準拠する。	22
		駅等のバリアフリー化の推進	都市計画局 交通局	歩くまち京都推進室 高速鉄道部技術監理課 高速鉄道部高速車両課	○令和6年度は、太秦広隆寺駅（京福）のバリアフリー化整備に対して補助金を交付予定 ○バリアフリー化を推進した烏丸線新型車両を2編成導入予定	23

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
ユニバーサル デザイン	6 こころのバリアフリーの普及 道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。	心のバリアフリーの普及推進	都市計画局	歩くまち京都推進室	市民が、「心のバリアフリー」について学び、気付いたことを行動に移していくため、更なる普及啓発に努める。	24
		ヘルプマークの普及啓発	保健福祉局 交通局	障害保健福祉推進室 高速鉄道部運輸課	○引き続き、ポスター掲出、市広報誌への掲載などにより普及啓発し、障害のある人などの安心・安全の向上に取り組む。 ○「ヘルプマーク」啓発ポスターを駅構内及び車内の優先座席付近に継続して掲出、また、車内アナウンスを行うなど、本当に優先座席を必要とされているお客様が、優先座席を御利用いただきやすいような車内環境づくりに努めていく予定。	25
		京都市版ヘルプカードの作成・配布	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、ポスター掲出、市広報誌への掲載などにより、「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」を一体的に普及啓発し、全市的に配慮の実践を促すことで、障害のある人などの安心・安全の向上に取り組む。	26
		地下鉄の安全運行の推進	交通局	高速鉄道部運輸課	○視覚に障害のあるお客様へ、地下鉄関係職員が案内誘導についてお聞きする声掛けを行うとともに、駅構内放送による啓発活動や、視覚障害者団体の皆様と共同で取組を行う予定。	27

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
情報保障・読書バリアフリー	7 視覚障害のある人等の読書環境の整備の推進					28
	読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、障害のある人の実情に即した、本市読書バリアフリー推進計画を新たに本プランと一体的に策定し、アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害のある人等の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を図ります。	京都ライトハウス運営補助	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、点字図書館・点字出版施設の運営、視覚障害者を対象とした各種相談事業及び中途失明者に対する日常生活訓練・点字指導等の事業運用水準を維持していくため、京都ライトハウスに対し、事業運営に係る人件費について助成する。	
		図書館における障害のある方へのサービス	教育委員会	生涯学習部（施設運営担当）	○引き続き、電子書籍サービスの提供や、在宅貸出制度、録音図書の貸出、対面朗読等のサービスを実施する。	
		情報提供機器の給付	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○日常生活用具給付等事業の対象となる視覚障害者に対し、拡大読書器や音声読書器、ポータブルレコーダー等の費用の全部又は一部を給付する。 ○令和6年7月から、18歳未満については所得制限が撤廃され、保護者の所得に関わりなく、制度の利用が可能となった。	
		点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成講座	保健福祉局	障害保健福祉推進室	視覚障害者の福祉の理解と熱意を有する者に対して、音訳や点訳技術の指導を行う。	

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
情報保障・読書バリアフリー	8 行政情報における合理的配慮の推進					
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことを踏まえ、必要な情報が必要な人に届くよう、わかりやすい広報を行うとともに、カラーユニバーサルデザインへの配慮、点訳化や音訳化、また、音声コード(ユニボイス)を障害分野における冊子に試験的に導入し、課題を検証のうえ、他分野への拡大を図る等、障害特性に配慮した情報の提供や、情報利用のための手段についての選択肢の拡大に努めます。	障害保健福祉のしおりの発行	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、点字版、デジCD、テープの作成、音声コード(ユニボイス)※を導入した冊子を作成し、障害特性に配慮した情報提供を行う。 ※音声コード(ユニボイス)を専用のスマートフォンアプリや読取装置で読み取ることで、テキストの表示と音声の読み上げが可能。	32
		市民しんぶんやHP、広報誌等による啓発	保健福祉局 総合企画局	障害保健福祉推進室 市長公室広報担当	○必要な情報が必要な人に届くよう、わかりやすい広報及び印刷物の作成について、広報担当者等向け資料を作成し、各局区等広報担当者に周知を図る。 ○引き続き、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、庁内外に向け更なる周知・啓発を行う。 ○アクセシビリティに配慮したホームページの作成方法など、CMS操作研修を実施する。	33
		音声コード付き文書による通知サービス	上下水道局	総務部お客さまサービス推進室	○引き続き、水道使用水量や水道料金を音声で分かりやすくお知らせできるよう、音声コードを添付した通知サービスを実施する。 ○市民しんぶん、リーフレット等を活用した周知啓発を進める。	34
		音声コード(ユニボイス)の拡大	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○本市からの発送物であることが分かるよう、音声コードの印字及びその位置が分かるよう切り欠き加工を行った封筒の導入について、実施可能なものから進める。	35
		Cotopat(コトパット)の配備	文化市民局	地域自治推進室	○引き続き、全区役所・支所の窓口において、高齢者、聴覚障害がある方及び外国籍の方等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、話した言葉がスクリーンに表示される字幕表示システム「Cotopat」を配備する。	36
		行政情報の手話による情報発信	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、手話動画での情報発信(市長メッセージ、市長記者会見)、テレビ、インターネット中継での手話通訳の導入等を実施する。	37

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
意思疎通支援	9 意思疎通支援の充実					
	障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人の生活の質の向上に向け、要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣や、ヒアリンググループの普及、意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援の提供など、コミュニケーション方法に応じた必要な支援を実施します。 また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。	市民しんぶんやHP、広報誌等による啓発	保健福祉局 総合企画局	障害保健福祉推進室 市長公室広報担当	○引き続き、市民しんぶん等を通じて、啓発を行う。 ○市民しんぶんの文字拡大版・点字版・音声版を作成する。 ○動画を掲載する際は、字幕、手話を挿入する。	38
		ヒアリンググループ設置	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○ヒアリンググループ体験会を実施する。 ○引き続き、ヒアリンググループの利用促進に向けた取組を推進する。	39
		障害者社会参加促進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○手話奉仕員養成事業等の講座を実施する。	40
		入院中の意思疎通支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、入院中の意思疎通支援事業を実施する。	41
		入院時支援員派遣事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○重度障害があり、障害特性により、入院中に医療スタッフとの間でコミュニケーション支援等が必要な方に、本人の障害特性を理解しているヘルパー等による支援を行う。	42
		Cotopat(コトパット)の配備	文化市民局	地域自治推進室	○引き続き、全区役所・支所の窓口において、高齢者、聴覚障害がある方及び外国籍の方等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、話した言葉がスクリーンに表示される字幕表示システム「Cotopat」を配備する。	43

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
意思疎通支援	10 デジタル社会に適した意思疎通支援					
	音声読上ソフト等の情報機器のソフトウェアや周辺機器について、デジタル社会の変化に適した制度となるよう、複数回の助成やサブスクリプション方式へ対応した支給を行います。	日常生活用具給付等事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○令和6年7月から、18歳未満については所得制限が撤廃され、保護者の所得に関わりなく、制度の利用が可能となった。 ○「情報・通信支援用具」については、令和5年8月から、障害者情報バリアフリー化支援事業から移行し、一人一回限りの助成であったものが、耐用年数を経過した後に、再給付が可能となり、コミュニケーション方法に応じた必要な支援の充実に努めている。	44
		音声コード(ユニボイス)の拡大	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○本市からの発送物であることが分かるよう、音声コードの印字及びその位置が分かるよう切り欠き加工を行った封筒の導入について、実施可能なものから進める。	45
		Cotopat(コトパット)の配備	文化市民局	地域自治推進室	○引き続き、全区役所・支所の窓口において、高齢者、聴覚障害がある方及び外国籍の方等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、話した言葉がスクリーンに表示される字幕表示システム「Cotopat」を配備する。	46
手話	11 手話に対する理解促進及び普及					
	ろう者をはじめとする当事者と関わりながら、手話の意義や役割への理解を深めたり、手話に気軽に触れ、体験できる機会を児童生徒や市民に対し様々な形で提供していきます。	手話啓発	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○各区で開催されるふれあいまつり等で手話体験ブースを出展する。 ○保育分野や民生委員を対象とした業種別の手話研修を実施する。 ○手話言語の国際デーライトアップを実施(点灯期間:令和6年9月23日)	47
		学校における手話に対する理解促進	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、学校教育の場において手話に対する児童・生徒への理解促進や教職員への啓発を行う。	48

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標1】お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

施策体系：啓発、ユニバーサルデザイン、情報保障・読書バリアフリー、意思疎通支援、手話

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
手話	12 コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備					
	手話を必要とする人が可能な限り手話により意思の伝達を行い、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者の養成や派遣、当事者が手話を学ぶ機会の提供等の環境の整備を進めていきます。	手話通訳者設置事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、手話通訳者10名を各区役所・支所の保健福祉センターに配置し、障害のある人との情報伝達をサポートする。 ○タブレットを使用した遠隔手話通訳を実施する。	49
		手話通訳者派遣の充実(緊急時対応等)	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、手話通訳者派遣の充実(緊急時対応等)を図る。	50
		手話通訳者養成事業、手話講座等の実施	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○手話通訳者派遣事業を実施する。 ○手話通訳者養成事業を実施する。 ○中途失聴・難聴者向け手話講座を実施する。	51
		手話研修の実施	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○京都市職員研修「手話講座」を実施する。 ○京都市手話通訳者養成事業を実施する。 ○京都市手話奉仕員養成事業を実施する。 ○保育分野、民生委員を対象とした業種別の手話研修を実施する。	52

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
相談支援	13 相談支援体制の充実					
	障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、地域の身近な窓口である保健福祉センター、障害者地域生活支援センターにおいて、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援の提供に努めるとともに、計画相談支援を提供する事業所の設置促進と相談支援従事者に対する研修の実施等による質の向上を図り、相談機能を充実させていきます。 複合的な課題等、一つの施策や制度、機関だけで対応することが困難なものへ効果的な支援が行えるよう、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設一体化施設(COCO・てらす)の専門性や強みを生かして、3施設のどの相談窓口で受け付けた相談事例であっても、適切な専門相談支援につなげるとともに、「障害者地域自立支援協議会」においてネットワークを構築し、相互の連携と情報提供による相談支援を行う体制を整備します。 ピアカウンセラーである障害者相談員やピアサポーターの相談支援により、相談支援の活動の充実を図ります。 また、発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人を受け入れている事業所等に対し、必要に応じて、利用しやすい環境の整備・構築や支援に関する助言・研修など、発達障害のある個々の利用者が安心して利用しやすくなるよう事業所等へのコンサルテーション事業に取り組みます。	障害者地域生活支援センター運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○市内5圏域に各3箇所ずつ設置した地域生活支援センターが、3障害すべての相談にも応じるセンターとして、保健福祉センターとともに地域の身近な機関として幅広いニーズに対して相談支援を実施する。	53
		基幹相談支援センター運営事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○毎月基幹相談支援センター会議を開催 ○全市を範囲として、基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対するスキルアップ研修を計4回実施 ○圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが権利擁護の啓発・促進等に向けた研修を年19回実施	54
		京都府が実施する相談支援専門員養成研修の事業所等への周知・受講勧奨	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き京都府相談支援従業者研修に協力し、市内事業所に周知を行う。	55
		障害者相談員設置事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○事例集、チラシを活用しながら、引き続き、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施する。	56
		発達障害者支援連携協議会運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	必要に応じて、協議会の開催を検討する。	57
		自立支援協議会の運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○地域協議会ごとに、援助困難事例等について検討する支援会議や、地域の支援者とのネットワーク構築のための地域懇談会等を実施する。 ○引き続き「障害者の虐待防止に関する検討部会」、「障害のある児童への支援に関する専門部会」、「権利擁護部会」、「医療的ケア部会」等の専門部会を設置し、現状における課題の共有及び今後の方向性について検討を行う。	58
		地域リハビリテーション推進センターの管理運営	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	○引き続き、身体に障害のある市民に係る専門的な相談・判定のほか、からだの動きに障害のある市民を地域で支えている障害福祉サービス事業所等を支援するとともに、高次脳機能障害のある市民に係る専門相談窓口における相談対応を実施するなど、障害のある市民の方が、地域社会の中でその人らしく、いきいきと暮らすことのできる社会づくりを進めていく。	59

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
		こころの健康増進センターの管理運営(精神保健福祉センター事業)	保健福祉局	こころの健康増進センター	○こころの健康増進センターにて、面接、電話相談実施 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。 ○思春期精神保健、アルコール関連問題等の特定相談事業を実施 ○自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう こころ ほっとでんわ」の24時間対応や専門家による個別寄り添い支援など自殺に関する相談に対応する。 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。	60
		発達障害者支援センターかがやきの運営	保健福祉局	こころの健康増進センター	○引き続き、相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発及び研修の4つの柱から事業を実施する。	61
		強度行動障害者支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を実施し、グループホーム等における強度行動障害のある方の受入を促進するとともに、強度行動障害のある方が適切な支援を受けられるよう、京都市発達障害者支援センターにおいて、高度な専門知識を有する地域支援マネジャーによるアセスメントや助言、研修等を行うことにより支援職員の専門性や事業所の質的向上等を図る。	62
		COCO・てらすにおける地域支援機能の強化	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	○3施設一体化を契機に、課題が複合する困難事例や重層的の支援が必要な方への対応力強化の取り組みとして、課題を抱える方の家族や身近な支援者、福祉事業所等の支援機関を対象に新規研修・支援プログラムを実施する。 ○情報発信力を強化の取組として、COCO・てらすの利用方法や制度・手続きなどの一般的な問合せに24時間365日対応するAIチャットボットを導入するほか、COCO・てらすの建物及び各施設を案内するパンフレットの作成、SNS配信の充実・強化を行うことで、関係機関や市民の利用促進を図る。 ○地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの職員で構成する地域連携会議を定期的に開催し、3施設のそれぞれの状況や複合的課題への連携事業などについて、意見交換を実施。	63

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		保健福祉センター等における相談支援	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、各区役所・支所保健福祉センターにおいて、本人や家族からの障害福祉サービスを始めとする施策の利用に対し、必要な支援を行う。	64
		こころの相談	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	○本人や家族等からの、アルコール・薬物・ギャンブル依存、その他こころの健康に関する様々な相談支援を行う。（相談専門電話） ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神科嘱託医と精神保健福祉相談員等による相談支援を行う。（精神保健福祉相談） ○「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょうこころほっとでんわ～」での24時間電話相談を継続する。	65
相談支援	14 地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置					
	障害のある人の地域での在宅生活を支えるためには、緊急時に支援が見込めない場合に備え、支援チーム（相談支援事業所やサービス事業所等、普段から本人をよく知る支援者から構成）による支援体制を構築することが重要であることから、支援チームを支えるスーパーバイズ機能を強化するため、地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターの配置を進めます。	地域生活支援拠点等のモデル整備（地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○南部圏域に地域生活継続・地域移行コーディネーターを配置し、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等、普段から本人のことをよく知る支援者から成る支援チームに対し、支援体制の確立や緊急時に備えた対応の検討、地域移行に向けたスーパーバイズ機能を充実させる。	66

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
相談支援	15 主たる介護者等の緊急時を見据えた体制構築					
	ひとり暮らしの障害のある人で、緊急対応が必要な場合や、普段は同居家族等の介護者がいるものの、当該介護者が急病や事故等により一時的に支援ができなくなった際には、普段から障害のある人の状況を熟知し、信頼関係のある支援者が連携して対応することが重要であることから、緊急時に備え、事前にプランを作成し、緊急時対応を行う仕組みを構築します。 また、緊急時の受入先の確保ができるよう、関係機関でプランを作成・共有するとともに、緊急時に備え、計画的に普段から短期入所を利用することを勧奨する等、障害特性に応じた緊急時対応体制を充実します。	地域生活支援拠点等のモデル整備（地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○本人の障害特性に起因して生じた緊急の事態又は障害者等の主たる介護者の急病や事故等により、障害者等の介護ができなくなる緊急時に備えて、地域生活継続・地域移行コーディネーターを配置し、本人のことをよく知る支援者等による緊急時対応プランの作成を含めた緊急時の支援体制づくりを推進する。	67
		地域生活支援拠点等のモデル整備（緊急時における駆け付け支援等の強化）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○事前に作成した緊急時対応プランに基づき、緊急対応を行った場合に、国報酬ができない支援について報酬算定ができるよう、京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業の見直しを行う。	68
		地域生活支援拠点等のモデル整備（緊急時の受入事業所の充実）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○強度行動障害のある方が、緊急時に円滑に短期入所事業所を利用できるよう、一定の期間利用実績のない短期入所事業所（※）を利用した場合、短期入所事業所へ支援金を支給（1泊2,500円、年度間15泊まで）する。 ※ 緊急時対応プラン等に基づき受け入れた本市域内に所在する短期入所事業所が対象	69

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
相談支援	16 子どもから大人への移行に関する切れ目のない相談・支援の提供					
	総合支援学校の卒業後の進路調整や障害児入所施設からの円滑な移行等、子どもから大人への移行について、ニーズに応じた相談・支援を行います。	強度行動障害者支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を実施し、グループホーム等における強度行動障害のある方の受入を促進するとともに、強度行動障害のある方が適切な支援を受けられるよう、京都市発達障害者支援センターにおいて、高度な専門知識を有する地域支援マネジャーによるアセスメントや助言、研修等を行うことにより支援職員の専門性や事業所の質的向上等を図る。	70
		総合支援学校卒業生の進路調整	保健福祉局	障害保健福祉推進室	一人でも多くの卒業生が希望するサービス利用につながり、安心して卒業を迎えられるようにするために、事希望者については、障害特性等を記載した未決定者リストを作成し、市内事業所に提供することで、事業所側が積極的な受入れ検討を行えるようにする。	71
		障害児入所施設からの円滑な移行調整に関する協議の場	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○入所児童の全体の状況及び各関係機関ごとに把握している広域の情報と課題を共有するため、年2回程度、協議の場を設定し、協議を行う。	72
相談支援	17 障害のある人の介護保険への移行支援					
	障害のある人が65歳到達を機に、障害福祉サービスから介護保険へ移行する際に65歳以上の壁を感じることがないよう、障害福祉の相談支援員と介護保険のケアマネジャー双方が情報共有を図り、引き続き、必要なサービスを継続して利用できるよう徹底します。 また、介護保険の支給量や内容では必要なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを併用して利用することが認められていることを事業者向けの集団指導等、あらゆる機会をとらえ周知を行います。	障害者地域生活支援センター運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○市内5圏域に各3箇所ずつ設置した地域生活支援センターが、3障害すべての相談にも応じるセンターとして、保健福祉センターとともに地域の身近な機関として幅広いニーズに対して相談支援を実施する。	73
		ケアマネジャー研修	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害福祉サービス利用者の65歳年齢到達時の介護保険サービスへの円滑な移行や、高齢障害者への障害特性に配慮した適切な支援の実施を促進するため、令和6年度中に京都府リハビリテーション支援センター主催のケアマネジャー研修にて、障害や障害福祉サービス等に関する研修を実施する。	74

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
相談支援	18 24時間・365日切れ目のない相談支援体制					
	保健福祉センター及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応と合わせて、休日や夜間・早朝等の時間帯においても相談に応じられる体制を構築することにより、24時間・365日の切れ目のない相談支援の提供に取り組めます。	京都市障害者休日・夜間相談受付センター	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○全市・全ての障害のある人等を対象とした「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を1箇所設置し、区役所・支所及び障害者地域生活支援センターが閉所している土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯に電話・FAXによる相談を受け付ける。	75
		障害者休日・夜間緊急対応支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○区役所（支所）閉庁時間帯に生じた緊急事態等において、直ちに既存のサービスの利用が困難な場合に、普段からかかわりのある相談員や支援員が介護を行う。 ○令和6年10月以降は、緊急時介護人派遣事業を改正し、本事業の対象者も含めた支援が提供できるような制度に変更する。	76
		精神科救急医療システム事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、夜間・休日においても相談や状況に応じた適切な医療を提供できる体制を確保する。	77

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
福祉サービス	19 障害福祉サービス等の量等の充実					
	累増する障害福祉サービスの増加に対応するため、全庁的にあらゆる事業の持続可能な視点からの改革により財源を確保し、障害のある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスをはじめとした必要なサービス量等を確保します。 また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等への十分な支援体制が確保できるよう、医療型短期入所や強度行動障害のある人の受入れ等のサービス提供体制拡充に取り組む事業者への支援を行うほか、様々なニーズに対し、家族の負担軽減の視点を持って、障害福祉サービス等の施策の充実による対応に努めることにより、支援体制の充実を図ります。	介護給付費（生活介護、短期入所、居宅介護等）訓練等給付費（就労継続支援、自立訓練）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、障害のある方の在宅生活を支援するため、必要なサービス量について支給決定を行う。 ○令和6年度は、国において、3年に1回の障害福祉サービス等報酬改定があり、賃金引き上げ分として処遇改善も実施されている。	78
		移動支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害ある方の余暇・社会参加を支援するため、必要なサービス量を支給決定する。 ○また、引き続き、障害のある児童の放課後支援・通学支援～ほほえみネット～を実施する。	79
		医療的ケアの支援体制の構築、喀痰吸引等支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、研修を実施するとともに、喀痰吸引等研修受講支援事業により、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な障害のある人の支援体制の確保を図る。さらに、医療的ケア部会においては、医療的ケアの新たな担い手確保に向けて、検討する。	80
		あんしん生活緊急サポート事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○重度障害者入院時支援員派遣事業を継続して実施する。 ○重度障害者緊急時介護人派遣事業については、重度障害者に限らず、緊急時に備えた支援体制を構築したうえで緊急時対応に対して報酬算定できるように制度に見直しを行う。	81
		障害福祉施設施設整備費補助事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○整備費補助の対象として、生活介護・就労継続支援B型事業所（1施設）の整備を行っている。	82
		重度障害者利用事業所支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き、事業を実施し、重度障害児者が安心して地域生活を送るためのサービス提供体制の更なる充実を図る。	83
		京都市ケアラー支援条例の制定	保健福祉局	保健福祉総務課	ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えるなどを基本理念とした、議員提案による「京都市ケアラー支援条例」については、各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、取組を進められ、条例素案の意見募集をふまえ、11月市会で可決、制定されたところ。 令和6年度においては、関係団体と連携し条例制定についての周知、啓発を行う。	84

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		地域リハビリテーション推進センターの管理運営	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	引き続き、次の事業を中心に取り組み、事業所の支援や連携の強化を推進する。 ○地域リハビリテーションの推進 ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業（地域リハビリテーション推進研修等） ・インターネット等を使った情報発信 ○高次脳機能障害者支援 ・入門講座 ・介護保険施設・事業所職員対象研修 ・医療機関・福祉サービス事業所等への出張研修 ・小児高次脳機能障害に関する教育機関への研修 ・支援ネットワーク会議（京都府と共催）の開催 ○高次脳機能障害に特化した障害者支援施設の運営	85
		医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を継続することで、受け皿が不足している短期入所事業所において医療的ケア児者等の受入れを一層促進する。	86
		強度行動障害者支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を実施し、グループホーム等における強度行動障害のある方の受入を促進するとともに、強度行動障害のある方が適切な支援を受けられるよう、京都市発達障害者支援センターにおいて、高度な専門知識を有する地域支援マネジャーによるアセスメントや助言、研修等を行うことにより支援職員の専門性や事業所の質的向上等を図る。	87
福祉サービス	20 生活介護事業所の設置促進					
	障害のある人の日中活動の場として重要な生活介護は、今後、障害のある人の高齢化・重度化への対応や総合支援学校卒業後の進路先の一つとしてニーズが増えることが予想されることから、更なる生活介護事業所の設置を促進します。	生活介護及びグループホーム用施設設置促進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人の日中活動の場となる生活介護事業所等の設置促進に向けて、必要な施策の検討等に取り組む。	88

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
福祉サービス	21 障害福祉サービス等の質の向上					
	医療的ケアが必要な人や重症心身障害、強度行動障害のある人等の支援の必要性の高い人をはじめ多様なニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員の専門的な技術の向上や更なる知識の習得に取り組むとともに、管理者等への研修機会を拡大し、事業所が自主的に業務水準の向上に努めることができる環境づくりを推進します。 また、支援困難な課題に対し、専門的な知見からの助言・指導を得て適正に対応できるよう、障害者地域自立支援協議会の支援会議へアドバイザー派遣を実施する等、質の高いサービス提供への支援を行います。	介護従業者研修	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、研修事業や指定を実施する。	89
		医療的ケア研修等	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、研修を実施する。 ○引き続き、研修を実施するとともに、喀痰吸引等研修受講支援事業により、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な障害のある人の支援体制の確保を図る。	90
		障害者ピアサポート研修事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害のある人の自立に向けた意欲向上や地域生活の不安解消を図るため、京都府と連携しピアサポートの取組促進や理解促進を図る研修を実施する。（令和5年度～）	91
		基幹相談支援センター運営事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○毎月基幹相談支援センター会議を開催 ○全市を範囲として、基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対するスキルアップ研修を計4回実施 ○圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが権利擁護の啓発・促進等に向けた研修を年19回実施	92
		サービス事業者運営指導	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局	監査指導課 はぐくみ創造推進室	○集団指導・運営指導を基本としながら、法令遵守の徹底、利用者本位のサービス提供、適正な給付が行われているかの観点からサービスの質の確保・向上を図る。事業者の育成支援に資する指導監査をすることで、利用者への安心安全なサービス提供を目指す。 ○障害福祉サービス等事業者においては、昨年に引き続き、集団指導については参加者が一堂に集まる講演形式では行わず、動画配信形式で行うとともに、施設監査及び事業者への実地指導については、事業者の負担を軽減しつつ効果的かつ効果的に実施できるよう柔軟に対応する。	93

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		地域リハビリテーション推進センターの管理運営	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	引き続き、次の事業を中心に取り組み、事業所の支援や連携の強化を推進する。 ○地域リハビリテーションの推進 ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業（地域リハビリテーション推進研修等） ・インターネット等を使った情報発信 ○高次脳機能障害者支援 ・入門講座 ・介護保険施設・事業所職員対象研修 ・医療機関・福祉サービス事業所等への出張研修 ・小児高次脳機能障害に関する教育機関への研修 ・支援ネットワーク会議（京都府と共催）の開催 ○高次脳機能障害に特化した障害者支援施設の運営	94
		自立支援協議会の取組	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○地域協議会ごとに、援助困難事例等について検討する支援会議や、地域の支援者とのネットワーク構築のための地域懇談会等を実施する。 ○引き続き「障害者の虐待防止に関する検討部会」、「障害のある児童への支援に関する専門部会」、「権利擁護部会」、「医療的ケア部会」等の専門部会を設置し、現状における課題の共有及び今後の方向性について検討を行う。	95
		福祉人員確保対策事業（現任研修）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、移動支援従業者研修の指定及び視覚障害者ガイドヘルパー現任研修を実施する。	96
		介護職員等永年勤続表彰制度	保健福祉局	障害保健福祉推進室 介護ケア推進課	○長年にわたり高齢者介護、障害者支援等の職務に精励し、本市保健福祉の推進に貢献する介護職員等に感謝の意を表し、永年勤続者として表彰する。	97

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
福祉サービス	22 持続可能な障害福祉施策の推進					
	障害福祉サービス事業所等の安定的な運営や事業所職員の確保等のため、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置（十分な財政支援）を講ずるよう積極的に働きかけます。 社会福祉関連経費が年々増加し、今後も増加が見込まれる中、あらゆる障害福祉施策について、これまでの施策の理念を踏まえつつ、より効果的かつ効率的な事業執行になるよう点検し、持続可能な障害施策を推進します。	障害福祉サービス（訪問系サービス）の超過負担解消への取組（国への要望）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害福祉サービス費（訪問系サービス）において、法に定める国及び府の負担割合と現状の負担割合に乖離が生じており、本市の一般財源からの持ち出し（超過負担）が生じていることから、事業の持続、安定した実施を維持するために、国に対して抜本的な制度改正を引き続き要望する。	98
		福祉人材の処遇改善及びサービス報酬水準の改善に係る取組（国への要望）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害福祉サービス事業所等の安定的な運営や事業所職員の確保等のため、要望の機会を通じて、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置（十分な財政支援）を講ずるよう積極的に要望する。 ○社会福祉関連経費が年々増加する中で、あらゆる障害福祉施策について、これまでの施策の理念を踏まえつつ、持続可能な障害施策を推進する。	99
住まい・暮らし	23 グループホーム等の設置促進					
	入所施設等から地域生活への移行や親元から独立しての一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホーム等の設置を促進するため、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供を行うとともに、市営住宅等の活用について検討します。	介護給付費（共同生活援助）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、障害のある人の在宅生活を支援するため、必要なサービス量を支給決定する。	100
		障害福祉施設施設整備費補助事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○整備費補助の対象として、生活介護・就労継続支援B型事業所（1施設）の整備を行っている。	101
		生活介護及びグループホーム用施設設置促進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人の日中活動の場となる生活介護事業所等の設置促進に向けて、必要な施策の検討等に取り組む。	102
		市営住宅空き住戸の更なる利活用に関する提案募集	都市計画局	住宅室住宅管理課	障害のある方の相談支援や日中活動拠点、グループホームへの福祉的活用等について、市営住宅空き住戸の利活用の提案を募集する。 併せて、社会的ニーズの高い福祉目的での利活用については、福祉関連団体と連携し、活用提案の審査や活動に関する助言、支援等を行う協議会を設置し、福祉サービスの更なる充実を図る。	103

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
住まい・暮らし	24 地域での住まいの確保と住環境整備					
	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自宅の改修の支援を行います。また、公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、すこやか賃貸住宅の登録の拡大や障害のある人の一人暮らしの事例を紹介した動画の配信による貸主側への啓発等の取組を推進します。	市営住宅への優先選考（特定目的住宅の障害者の優先枠、車いす専用住宅への入居）	保健福祉局 都市計画局	障害保健福祉推進室 住宅室住宅管理課	○市営住宅への優先入居 引き続き、市営住宅の優先入居を実施する。 ○市営住宅における車いす住戸の拡充 ・工事2戸 ・設計2戸	104
		居住支援の検討	都市計画局	住宅室住宅政策課	○障害のある方の居住を促進するための動画を作成し、広く市民や家主・不動産・福祉関係者に周知 ○居住支援法人の役割をまとめホームページで公表 ○相談者のニーズに応じた住宅や支援者を紹介するマッチング支援 ○すこやか賃貸住宅の障害者への拡大に伴い、協力店及び物件登録促進を進める。	105
		いきいきハウジングリフォーム	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、重度障害者の住環境整備費助成事業を実施する。	106
		補装具交付、修理、貸与	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、身体障害者手帳所持者及び対象となる難病患者に対し、車椅子、眼鏡、補聴器等の補装具の購入、修理、貸与に係る費用の全部又は一部を支給する。 ○令和6年4月から、18歳未満については所得制限が撤廃され、保護者の所得に関わりなく、制度の利用が可能となった。	107
		軽度、中等度難聴児に対する補聴器購入費助成事業	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、軽度、中等度難聴児に対する補聴器購入費助成事業を実施する。 ○令和6年7月から、所得制限が撤廃され、保護者の所得に関わりなく、制度の利用が可能となった。	108
		日常生活用具給付等事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、身体障害者手帳所持者及び対象となる難病患者に対し、日常生活用具及び住宅改修に係る費用の全部又は一部を給付する。 ○令和6年7月から、18歳未満については所得制限が撤廃され、保護者の所得に関わりなく、制度の利用が可能となった。	109

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
地域の関係機関連携	25 住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実					
	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支える仕組みを作るために、「障害者地域自立支援協議会」において、支援関係機関の連携を強化し、地域の支援の輪を広げ、支援体制の構築に取り組めます。	自立支援協議会の取組	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○地域協議会ごとに、援助困難事例等について検討する支援会議や、地域の支援者とのネットワーク構築のための地域懇談会等を実施する。 ○引き続き「障害者の虐待防止に関する検討部会」、「障害のある児童への支援に関する専門部会」、「権利擁護部会」、「医療的ケア部会」等の専門部会を設置し、現状における課題の共有及び今後の方向性について検討を行う。	110
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	○引き続き、関係機関との連携のもと、普及啓発や地域移行に係るピアサポーター活動の支援等、精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を推進するとともに、精神科病院や地域の支援事業者等に対する研修会等を開催する。	111
		精神障害者地域移行促進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	○関係機関との連携のもと、普及啓発や地域移行に係るピアサポーター活動の支援等、精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を推進するとともに、精神科病院や地域の支援事業者等に対する研修会等を開催する。	112
		障害者24時間相談体制等構築事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○全市・全ての障害のある人等を対象とした「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を1箇所設置し、区役所・支所及び障害者地域生活支援センターが閉所している土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯に電話・FAXによる相談を受け付ける。	113

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
地域の関係機関連携	26 専門相談機能の充実					
	地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、発達障害者支援センターかがやきなどの専門相談機関がその機能を最大限発揮し、ニーズに応じた相談支援を行います。 また、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センター、発達障害者支援センターかがやきを一体化施設整備し、連携することで、重複障害や複合的な課題を抱えた家庭への支援、保健福祉センターへの専門的観点からのバックアップや障害福祉サービス事業所等に対する地域の支援力向上のサポート等を行い、より専門的な相談支援の充実を図ります。	自立支援協議会の取組	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○地域協議会ごとに、援助困難事例等について検討する支援会議や、地域の支援者とのネットワーク構築のための地域懇談会等を実施する。 ○「障害者の虐待防止に関する検討部会」、「障害のある児童への支援に関する専門部会」、「権利擁護部会」、「医療的ケア部会」等の専門部会において、現状における課題の共有及び今後の方向性について検討を行う。	114
		COCO・てらすにおける地域支援機能の強化	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	○地域及び全庁的な支援力の向上のため、既存の研修や出張講座に加え、3施設一体化を契機に、課題が複合する困難事例や重層的支援が必要な方への対応力強化の取り組みとして、課題を抱える方の身近な支援者、福祉事業所等の支援機関、各区役所・支所の職員を対象に新規研修・支援プログラムを実施する。 第1回：青少年のオーバードーズについて～どのように理解し支援するか～ 第2回、3回：今後実施予定	115
		地域リハビリテーション推進センターの管理運営	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	○引き続き、身体に障害のある市民に係る専門的な相談・判定のほか、からだの動きに障害のある市民を地域で支えている障害福祉サービス事業所等を支援するとともに、高次脳機能障害のある市民に係る専門相談窓口における相談対応を実施するなど、障害のある市民の方が、地域社会の中でその人らしく、いきいきと暮らすことのできる社会づくりを進めていく。	116
		こころの健康増進センターの管理運営（精神保健福祉センター事業）	保健福祉局	こころの健康増進センター	○こころの健康増進センターにて、面接、電話相談実施 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。 ○思春期精神保健、アルコール関連問題等の特定相談事業を実施 ○自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう こころ ほっとでんわ」の24時間対応や専門家による個別寄り添い支援など自殺に関する相談 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。	117
		発達障害者支援センターかがやきの運営	保健福祉局	こころの健康増進センター	○引き続き、相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発及び研修の4つの柱から事業を実施する。	118

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
地域の関係機関連携	27 重層的支援の充実 高齢、障害、子ども等の分野の垣根を超えて連携し、包括的に支援する重層的支援の必要性が高まっていることから、多様で複雑化した課題を抱える世帯へ分野横断的かつ有機的に連携しながら、支援の取組を推進・強化していきます。					
		各区・支所における包括的な相談支援体制の推進	保健福祉局	健康長寿企画課	地域だけでは解決できない地域住民の福祉課題に対して、重要な支援ニーズの「うずもれ」や「再潜在化」を無くすことを目指し、区役所・支所保健福祉センター各課・室や支援関係機関等の地域の支援者が分野横断的に連携して「みんなでキャッチ(※)」し、一緒に・重なり・協働する『チームによる支援』を推進する。このため、各区役所・支所保健福祉センターにおいて、各支援者が分野横断的に連携した支援をコーディネートする体制として連携支援推進係長を配置するとともに、複雑化・複合化した課題を抱えた対象者の支援検討等を行う重層支援会議を開始する。 ※ 区役所・支所保健福祉センター各課・室や各相談支援機関等において、相談者が複合的な課題や表面化していない(見えにくい)課題を抱えている可能性があることを十分理解したうえで、受けた相談に関しては、所掌にかかわらず、まずは支援ニーズを取りこぼさず丁寧な受け止め、そのうち自らだけでは対応が難しい部分があれば、他所属・機関等とも連携しながら全体として支援等を行うこと。	119
		ひきこもり支援	保健福祉局	健康長寿企画課	支援の中核となる各区役所・支所保健福祉センターや、ひきこもりに関する相談の全般を受け付ける「よりそい・つなぐ」相談窓口、保健福祉センターが主体的に関わってもなお制度の狭間となる方や家族へ丁寧な伴走型支援を行う「よりそい支援員」により、全年齢対象の支援体制を構築し、各支援機関と協働しながら、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を実施する。	120
		地域あんしん支援員設置事業	保健福祉局	健康長寿企画課	社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、支援につながりにくい人に対し、地域あんしん支援員が地域や関係機関と連携・協働し、本人や世帯に継続して寄り添いながら必要な支援に結び付ける丁寧な伴走型支援を行い、世帯が抱える生活課題の改善に取り組む。	121
		困難を抱える女性に対する支援事業	文化市民局	共生社会推進室	○新たに「京都市女性のための相談支援センター(愛称:みんと)」を開所し、家庭内の暴力(DV以外が対象。DVIはDVセンターで引き続き支援をしていく)や性被害、予期せぬ妊娠、生活困窮等、様々な困難な問題を抱える女性を対象に、相談、面接、同行支援、法律相談、カウンセリング、緊急時における安全確保に向けた支援等を提供する。	122

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		不良な生活環境を解消するための支援及び措置	保健福祉局	保健福祉総務課	○条例(※)に基づき、支援対象者に対し、行政、支援関係機関、地域住民組織等が連携し、重層的に関わることで、不良な生活環境の解消を図る。 ※ いわゆる「ごみ屋敷」案件について、「人への支援」を基本とする「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を平成26年11月に施行	123
		基幹相談支援センター等機能強化事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○毎月基幹相談支援センター会議を開催 ○全市を範囲として、基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対するスキルアップ研修を計4回実施 ○圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが権利擁護の啓発・促進等に向けた研修を実施	124
		障害者24時間相談体制等構築事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○全市・全ての障害のある人等を対象とした「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を1箇所設置し、区役所・支所及び障害者地域生活支援センターが閉所している土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯に電話・FAXによる相談を受け付ける。	125

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
重度障害のある人への支援	28 重度障害のある人への支援の充実					
	強度行動障害のある人が安心して生活できる場を確保するとともに、個々の障害特性がきちんと理解され、適切な支援が受けられるようにするため、グループホーム等の新規受入事業所への支援を行い、必要なコンサルテーションを実施します。 また、医療的ケアが必要な重度障害のある人が地域生活を継続することができるよう、医療型短期入所の受入支援や障害福祉サービス事業者、児童通所支援事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援を行う等の取組を進め、支援の輪の拡大を図ります。	強度行動障害者支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を実施し、グループホーム等における強度行動障害のある方の受入を促進するとともに、強度行動障害のある方が適切な支援を受けられるよう、京都市発達障害者支援センターにおいて、高度な専門知識を有する地域支援マネジャーによるアセスメントや助言、研修等を行うことにより支援職員の専門性や事業所の質的向上等を図る。	126
		医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を継続することで、受け皿が不足している短期入所事業所において医療的ケア児者等の受入れを一層促進する。	127
		重度障害者利用事業所支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、事業を実施し、重度障害児者が安心して地域生活を送るためのサービス提供体制の更なる充実を図る。	128
		医療的ケアの支援体制の構築、喀痰吸引等支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、研修を実施するとともに、喀痰吸引等研修受講支援事業により、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な障害のある人の支援体制の確保を図る。さらに、医療的ケア部会においては、医療的ケアの新たな担い手確保に向けて、検討する。	129
		あんしん生活緊急サポート事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○重度障害者入院時支援員派遣事業を継続して実施する。 ○重度障害者緊急時介護人派遣事業は、重度の障害のある方に限らず、緊急時が想定される障害のある方に対して、緊急時に備えた支援体制が構築できるよう、事業内容の見直しを行う。	130

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
地域移行	29 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実					
	障害のある人の希望を尊重し、その家族の思いや理解促進に十分に配慮しながら、行政、民間、地域の連携による、入所施設や病院からの地域生活への移行の促進に向け、地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターを設置し、地域移行に関する助言指導や一人暮らし体験の場の調整をする等の仕組みを構築します。 また、地域移行後必要となるグループホームや生活介護のハード面の設置促進を進めるとともに、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人のグループホームや生活介護の受入を促進するようソフト面についても充実を図ります。	地域生活支援拠点等のモデル整備（地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○南部圏域に、地域生活継続・地域移行コーディネーターを配置し、地域移行に向けた入所施設職員等や本人への働きかけや、関係機関との連携促進に関するスーパーバイズ機能を充実させる。	131
		地域生活支援拠点等のモデル整備（（緊急時における駆け付け支援等の強化）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○事前に作成した緊急時対応プランに基づき、緊急対応を行った場合に、国報酬ができない支援について報酬算定ができるよう、京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業を見直し、地域移行後も安心して地域生活を送れるような支援体制づくりを行う。	132
		地域生活支援拠点等のモデル整備（緊急時の受入事業所の充実）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○強度行動障害のある方が、緊急時に円滑に短期入所事業所を利用できるよう、一定の期間利用実績のない短期入所事業所（※）を利用した場合、短期入所事業所へ支援金を支給（1泊2,500円、年度間15泊まで）する。 ※ 緊急時対応プラン等に基づき受け入れた本市域内に所在する短期入所事業所が対象	133
		地域生活支援拠点等のモデル整備（一人暮らし体験の場の確保）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○R6.10より共同生活援助の日帰り体験利用を実施。将来、共同生活援助の利用を希望する障害者に対し、宿泊を伴わない短時間利用により部分的に共同生活援助を体験する機会を提供することで、その先の入居に繋げていく。 ○「京都市一人暮らし体験等事業」を実施し、一人暮らしの体験を行うことで、地域生活のイメージ作りや経験の積重ねを行う機会を設ける。	134
		精神障害者地域移行促進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	○関係機関との連携のもと、普及啓発や地域移行に係るピアサポーター活動の支援等、精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を推進するとともに、精神科病院や地域の支援事業者等に対しての研修会等を開催する。	135
		HPやチラシ等による事業者への働きかけ	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き京都府相談支援従業者研修に協力し、市内事業所に周知を行う。	136
		強度行動障害者支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き本事業を実施し、グループホーム等における強度行動障害のある方の受入を促進するとともに、強度行動障害のある方が適切な支援を受けられるよう、京都市発達障害者支援センターにおいて、高度な専門知識を有する地域支援マネージャーによるアセスメントや助言、研修等を行うことにより支援職員の専門性や事業所の質的向上等を図る。	137

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標2】自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

施策体系：相談支援、福祉サービス、住まい・暮らし、地域の関係機関連携、重度障害のある人への支援、地域移行、人材の確保・育成

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
人材の確保・ 育成		生活介護及びグループホーム用施設 設置促進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人の日中活動の場となる生活介護事業所等の設置促進に向けて、 必要な施策の検討等に取り組む。	138
		障害者入所施設職員の動機づけに 向けた取組	保健福祉局	障害保健福祉推進室	自立支援協議会で重点取組に掲げ、障害者入所施設職員への動機づけを促進 するため、同職員を対象にした勉強会等の実施を検討。	139
	30 介護人材の確保・育成					
	利用者が増加する障害福祉サービス を安定的に提供していくためには、 障害福祉人材の確保及び人材育成 は重要な課題の一つであり、国による 処遇改善の充実はもとより、職員採用 や定着支援に向けた取組の検討、 ICT等の活用による生産性向上、多 様な障害特性に応じた研修を実施する ことで、障害福祉の現場においてより 長く働き続ける環境整備を進めてい きます。	福祉人員確保対策事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、移動支援従業者研修の指定及び視覚障害者ガイドヘルパー現任 研修を実施する。	140
		介護職員等永年勤続表彰制度	保健福祉局	障害保健福祉推進室 介護ケア推進課	○長年にわたり高齢者介護、障害者支援等の職務に精励し、本市保健福祉の 推進に貢献する介護職員等に感謝の意を表し、永年勤続者として表彰する。	141
		COCO・てらすにおける地域支援機能 の強化	保健福祉局	地域リハビリテーショ ン推進センター	○地域及び全庁的な支援力の向上のため、既存の研修や出張講座に加え、3 施設一体化を契機に、課題が複合する困難事例や重層的支援が必要な方への 対応力強化の取り組みとして、課題を抱える方の身近な支援者、福祉事業所等 の支援機関、各区役所・支所の職員を対象に新規研修・支援プログラムを実施 する。 第1回：青少年のオーバードーズについて～どのように理解し支援するか～ 第2回、3回：今後実施予定	142
		介護職員等の人材確保に関する検 討	保健福祉局	障害保健福祉推進室	自立支援協議会で重点課題に掲げ、人材確保の施策を検討予定。	143

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
健康・医療	31 障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援					
	障害の原因となる疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、乳幼児健診をはじめとする各種検査・検診や予防接種を実施するほか、受診を勧奨するなど、早期発見・早期治療と適切な支援につなげます。	健康づくりサポート事業	保健福祉局	健康長寿企画課	○保健福祉センターにおいて自主グループ及び健康づくりサポーターの養成・支援を通じ、市民相互で支えあって健康づくりに取り組める環境づくりを推進する。	144
		地域における健康づくり事業	保健福祉局	健康長寿企画課	○市民の健康に関するデータから、地域の健康課題を分析し、保健師をはじめとする保健福祉センター職員がより積極的に地域に出向き、地域特性に応じた地域密着型の健康づくりに関する事業を実施する。	145
		がん検診	保健福祉局	健康長寿企画課	○引き続き、各種がん検診を実施し、受診勧奨にも取り組む。	146
		歯周疾患予防健診	保健福祉局	健康長寿企画課	○歯周病の予防と早期発見を目的として、指定の医療機関で歯科健診と歯科保健指導の機会を提供する。	147
		認知症総合支援事業	保健福祉局	健康長寿企画課	○京都市版認知症ケアバスの普及・啓発 ○認知症初期集中支援チームの運営	148
		認知症疾患医療センター運営事業	保健福祉局	健康長寿企画課	○認知症疾患医療センターの運営	149

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		感染症予防・予防接種	保健福祉局	医療衛生企画課	○感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、市内外の予防接種協力医療機関において、定期予防接種を実施する。 ○先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性等を対象として、市内外の予防接種協力医療機関において、風しん抗体検査及び風しん任意予防接種を実施する。 ○HIV検査については、令和6年度も引き続き実施する。また、令和6年度からこれまで夜間検査のみとしていた英語通訳派遣を昼間検査にも拡大し利便性向上を図る。 ○成人男性(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生)を対象とした、風しん抗体検査・風しん予防接種を、引き続き、実施する。 ※当初は令和3年度末までの時限実施であったが、令和6年度末まで延長し実施する。	150
		先天性代謝異常等検査	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、先天性代謝異常等検査を実施する。	151
		乳幼児健診	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、乳幼児健康診査を実施する。	152
		新生児聴覚検査費用助成事業	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、先天性難聴の早期発見のため、新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を助成する。	153

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
健康・医療	32 障害に対する適切な保健医療体制の充実 身体障害や精神障害の原因となる疾病の治療、地域生活を維持するために必要な保健医療サービスなど、ライフステージや個々の身体状態に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。 障害のある人に対し、身体障害の原因となる疾病の治療を支援するため、自立支援医療等各種の公費負担医療制度による支援を引き続き行うとともに、重度心身障害者医療費助成制度の精神障害のある人への対象拡充を行い、重度障害のある人への保健医療体制の充実を図ります。 定期的な歯科健診等を受けることが困難な障害児者の口腔健康管理の向上に資する取組を推進します。	自立支援医療	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター 子ども家庭支援課	【更生医療】 ○引き続き、身体障害のある18歳以上の者の身体障害の除去、軽減を目的とする医療に対する助成を行う。 【精神通院医療】 ○引き続き、精神疾患で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担額の一部を助成する。 【育成医療】 ○引き続き、身体障害のある18歳未満の児童の身体障害の除去、軽減を目的とする医療に対する助成を行う。	154
		特定医療費（指定難病）助成制度	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、特定医療費（指定難病）助成制度による支援を行う。	155
		子ども医療費支給制度	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、中学校3年生までを対象とし、子どもの医療費に対する助成を行う。	156
		重度心身障害者医療費支給制度	保健福祉局	障害保健福祉推進室	「重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害のある人にも対象を拡充し、重度障害のある人への保健医療体制の充実を図ります。」	157
		重度障害老人健康管理費支給制度	保健福祉局	保険年金課	○引き続き、一定の障害がある後期高齢者医療制度の被保険者に対して、医療機関等を受診された際に窓口で支払われる医療費の一部負担金に相当する額を助成について、令和6年8月から、精神障害のある人への対象拡充を行う。	158
		障害児者・要介護高齢者等口腔健康管理推進事業	保健福祉局	健康長寿企画課	○障害児者等の口腔健康管理を推進するため、施設への出張歯科健診や施設職員等への研修などを行う。	159
		京都歯科サービスセンター事業への補助	保健福祉局	健康長寿企画課	○障害者歯科診療を提供する京都歯科サービスセンターの運営への補助を行う。	160

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
健康・医療	33 いきいきと生活できるための健康づくりの推進					
	こころの健康づくりやスポーツなどを通じ、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。	こころの健康増進センターの管理運営(精神保健福祉センター事業)	保健福祉局	こころの健康増進センター	○こころの健康増進センターにて、面接、電話相談実施 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。 ○思春期精神保健、アルコール関連問題等の特定相談事業を実施 ○自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう こころ ほっとでんわ」の24時間対応や専門家による個別寄り添い支援など自殺に関する相談 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。	161
		全京都障害者総合スポーツ大会	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○全京都障害者総合スポーツ大会(全7競技)を実施 ○大会を通じて地域における障害者スポーツのリーダーの養成を図り、スポーツの日常化とスポーツ活動に参加する層の拡大を図り、「国際障害者年10年」の歩みで培った「完全参加と平等」の理念の実現に寄与しようとするもの	162
		全国障害者スポーツ大会派遣事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」(R.6.10.24～10.29)に京都市選手団を派遣 ○大会までの期間、各競技ごとに練習会を数回実施	163
		全国車いす駅伝競走大会	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○天皇盃第36回全国車いす駅伝競走大会(R7.3.9)を実施	164
		障害者スポーツセンター運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進拠点として、障害者スポーツセンターを運営 ○障害や年齢に合わせて、楽しみながら技術の向上等を目指すための教室や、障害者スポーツの普及を目的とした各種大会、裾野を広げることを目的とした体験会等の開催を通じて、障害者スポーツ全体の振興に取り組んでいる。	165
		障害者教養文化・体育会館運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害者の心身の健康の維持増進を図るとともに、障害者の社会参加の促進に資するため、障害者教養文化・体育会館を運営 ○障害や年齢に合わせて、楽しみながら技術の向上等を目指すための教室や、障害者スポーツの普及を目的とした各種大会、裾野を広げることを目的とした体験会等の開催を通じて、障害者スポーツ全体の振興に取り組んでいる。	166

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
こころの健康	34 こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発					
	誰もがなりうる可能性のあるうつ病などのこころの病について、こころのふれあいネットワークや講演会の開催等を通じて、正しい知識の普及啓発活動を推進し、精神疾患に対する理解を深める取組を進めていきます。	市民しんぶんや広報誌等による啓発	保健福祉局	こころの健康増進センター	○センター機関紙「こころここ」発行	167
		こころのサポートふれあい交流サロン	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続きこころのサポートふれあい交流サロン事業を設置し、精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精神障害のある市民の社会参加を図る。	168

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
こころの健康	35 医療や相談支援体制の充実 精神疾患のある方が地域で安心して生活していくためには、夜間も含めた救急時の医療の確保や適切な支援につながるような相談支援体制が必要です。引き続き、精神科救急医療体制の整備や保健福祉センターをはじめとした身近な相談支援体制の充実を図ります。 また、アルコール健康障害をはじめとする依存症についても、医療や相談支援体制の充実を図ります。 新型コロナウイルス感染症の影響により生きづらさを抱える人への相談支援についても取り組みます。	こころの健康増進センターの管理運営（精神保健福祉センター事業）	保健福祉局	こころの健康増進センター	○こころの健康増進センターにて、面接、電話相談実施 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。 ○思春期精神保健、アルコール関連問題等の特定相談事業を実施 ○自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう こころ ほっとでんわ」の24時間対応や専門家による個別寄り添い支援など自殺に関する相談 ○各区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談及び必要に応じて相談や家庭訪問を行う。	169
		スクールカウンセラーの配置	教育委員会	生徒指導課	○引き続き、全京都市立小・中・小中・高・総合支援学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、令和6年度から新たに教育支援センター及び幼稚園（伏見区5園を巡回）へのスクールカウンセラーの配置を拡充し、更なる支援の充実に努める。（年間280時間以上の配置時間数を確保）	170
		命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	○「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」開催予定。 ○一般科医と精神科医との交流会を開催予定。 ○「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」について、引き続き毎日24時間対応予定。	171
		精神病院実地指導、実地審査	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、精神科病院実地指導、実地審査を行い、適正な医療体制を確保する。	172
		精神医療審査会	保健福祉局	こころの健康増進センター	○引き続き、精神科病院管理者からの定期的報告等及び退院等の請求に対し、その入院の要否、処遇の適否について審査を行う。	173
		精神科救急医療システム事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、夜間・休日においても相談や状況に応じた適切な医療を提供できる体制を確保する。	174

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		こころのサポートふれあい交流サロン	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続きこころのサポートふれあい交流サロン事業を設置し、精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精神障害のある市民の社会参加を図る。	175
		薬物依存症・ギャンブル等依存症外来	保健福祉局	こころの健康増進センター	○薬物依存症・ギャンブル等依存症について相談・診療の実施	176
		依存症対策	保健福祉局	こころの健康増進センター 障害保健福祉推進室	○引き続き、京都市情報館などを通じて、適切な依存症治療につながるよう、選定した依存症専門医療機関について市民に広く周知する。	177
こころの健康	36 精神障害のある人への適切な医療の提供					
	障害の特性により、適切な医療につながっていない精神障害のある人が、必要なタイミングで医療を受けられるよう、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市長の同意により医療保護入院を行うことを可能とするほか、提供される入院医療については、期間を定め、一定期間ごとに入院の要件の確認を行います。	地域精神保健福祉対策	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○適切な精神医療につながるよう、区役所・支所保健福祉センターにおいて、市長同意及び入院更新の要件を確認する。	178
難病支援	37 難病に対する理解促進					
	難病には様々な症状があること、症状に変動があることなど、一般的には理解されにくい特性があるため、難病患者やその家族だけでなく、難病に対する理解を社会全体に促進するため、専門の医師・看護師などによる相談会や医療講演会の実施や患者間の交流の促進及び情報発信等の取組を進めていきます。	難病患者地域支援対策推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、難病患者医療講演会・相談会及び難病患者交流会を実施する。	179

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
難病支援	38 難病患者への支援体制の構築					
	難病患者への相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点である難病相談・支援センターについて、京都府と協調して共同設置することにより、支援体制を構築します。	京都難病相談・支援センター	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、京都府と協調して京都難病相談・支援センターを運営し、難病患者への支援体制を構築する。	180
難病支援	39 難病患者への支援の充実					
	症状に波がある中、療養生活を送る難病患者に対し、保健福祉センターの保健師等が家庭訪問等により支援するとともに、支援の対象となる難病の種類の拡充に向けて、国に要望を行っていきます。	難病患者訪問相談事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、難病患者への家庭訪問等による療養生活支援を行う。	181
		指定難病要支援者証明事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○指定難病患者に登録者証の交付を行い、福祉、就労等の各種支援の円滑な利用を促進する。 ※令和6年度新規事業	182
		難病患者への医療費助成事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、難病の治療研究及び医療費助成対象疾患の拡充に向けて国への要望を行う。	183

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
災害対策	40 地域における見守り活動の推進					
	障害のある人の地域での孤立を防ぎ、平常時から避難行動要支援者に係る情報を地域で共有するため、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例を制定しました。同条例に基づく名簿を活用し、協定締結団体を拡大することで、地域における見守り活動の一層の充実を図り、顔の見える関係づくりを推進します。	避難行動要支援者名簿の活用について	保健福祉局	保健福祉総務課 障害保健福祉推進室	一つでも多くの関係団体に条例に基づく名簿を提供し、地域における避難行動要支援者名簿を活用した取組が進むよう、事業周知等に取り組む。	184
		自主防災組織の災害対応能力の充実	消防局	消防団・自主防災推進室	○自主防災会において策定された防災行動マニュアルに基づく訓練等を実施し、防災活動や避難行動を検証する。 ○自主防災会において防災行動マニュアルに基づく訓練を実施する。 ○自主防災会において総合防災訓練を実施する。 ○自主防災会及び自主防災部を単位として地域発災型訓練を実施する。	185
災害対策	41 個別避難計画策定の推進					
	円滑かつ迅速な避難を図る観点から個別避難計画を作成することで、地域とのつながりを深め、緊急時においても円滑に安否確認や避難行動等が行えるように取組を進めていきます。	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	保健福祉局	保健福祉総務課 障害保健福祉推進室	令和5年度に引き続き、全市において指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼し、災害時のリスクが高く、特に支援を要する避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進める。	186

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
災害対策	42 コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達					
	災害時には、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、確実に情報が伝達できる仕組みを構築していきます。	緊急通報システム	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、緊急通報システムを貸与し、緊急時における迅速な対応を図る。	187
		緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	消防局	予防課	○緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方等を対象に設置促進を図る。	188
		災害情報が伝わる仕組みの構築	行財政局	防災危機管理室	○災害情報をリアルタイムで公開する京都市防災ポータルサイトを継続して運用する。 ○避難情報案内システム（入力した郵便番号の地域に発令されている避難情報を自動音声で案内するシステム）を継続して運用する。	189
		NET119緊急通報システム	消防局	情報指令課 予防課	○聴覚や音声及び言語の機能障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障のある方と接する機会に、登録を勧奨する。	190
		高齢者や障害のあるひとなど避難行動要支援者への情報伝達の充実	行財政局	防災危機管理室	○避難行動要支援者に対し、避難情報伝達システムへの登録勧奨を継続して実施（毎年度当初に約1万人を対象に実施）する。 ○システム登録者情報に、変更が生じた場合（変更・削除等）、システムに適切に反映する。	191
	福祉避難所運営支援事業	保健福祉局	保健福祉総務課		○円滑な開設に向け、引き続き、福祉避難所事前指定施設に対する研修等を通じた周知や区役所・支所職員に対する訓練等を行う。 ○令和6年度からは、一般避難所の避難者から福祉避難所への移送者を選定する原則は残しつつ、原則の例外として、福祉避難所への直接避難の仕組みを導入した。施設や関係団体と協議を行い、福祉避難所への直接避難が可能な施設が増加するよう、働きかけ等を行う。	192

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
災害対策	43 災害時における支援体制の充実					
	障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れるよう避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備を進めるとともに福祉避難所への直接避難について仕組みを構築していきます。 また、災害時において、障害のある人への配慮等についての認識を深めるため、障害のある人や支援団体等も参加する訓練等を実施します。	福祉避難所運営支援事業	保健福祉局	保健福祉総務課	○円滑な開設に向け、引き続き、福祉避難所事前指定施設に対する研修等を通じた周知や区役所・支所職員に対する訓練等を行う。 ○令和6年度からは、一般避難所の避難者から福祉避難所への移送者を選定する原則は残しつつ、原則の例外として、福祉避難所への直接避難の仕組みを導入した。施設や関係団体と協議を行い、福祉避難所への直接避難が可能な施設が増加するよう、働きかけ等を行う。	193
		こころの健康増進センターの管理運営（精神保健福祉センター事業）	保健福祉局	こころの健康増進センター	災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援を行うために、医療機関、京都府等の関係機関と連携するとともに、日々の職員の研修受講等に取り組む。	194
		避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	保健福祉局	保健福祉総務課 障害保健福祉推進室	令和5年度に引き続き、全市において指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼し、災害時のリスクが高く、特に支援を要する避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進める。	195
		地域での防災訓練の実施	行財政局	防災危機管理室	○避難所運営マニュアルに基づいた運営訓練の実施及び訓練結果を反映した運営マニュアルの見直しを適宜実施する。 ○新規指定された避難所においては、運営マニュアルを早期に策定する。	196
		人工呼吸器装着者等に対する災害・緊急時に備えた個別支援	保健福祉局	障害保健福祉推進室	人工呼吸器を装着するなど、医療依存度が高い在宅難病患者に対し、保健福祉センターから「災害・緊急時の避難マニュアル」について情報提供し、本人・家族・関係者が緊急時の対応を共有できるよう、マニュアルの作成を進めるなどの取組を行う。	197

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
権利擁護・虐待防止	44 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進(再掲)					
権利擁護・虐待防止	45 障害者虐待防止の取組の浸透					
	障害者虐待の防止に向け、市民や障害福祉サービス事業者等に対して、虐待に関する正しい知識の普及や通報義務等の広報・啓発、意識向上を促進する研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、通報受付後には、関係機関と連携を図り、迅速な安全確保や適切な支援などに取り組んでいきます。 また、精神科病院における虐待防止に向け、病院管理者による従事者への研修や普及啓発を行うとともに従事者による虐待を発見した場合に通報する仕組みを整備するなどの取組を進めます。	障害者虐待防止対策事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、障害者虐待防止に向けた取組(研修、通報受付体制の整備等)を実施する。	198
権利擁護・虐待防止	46 成年後見制度の利用等の推進					
	意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障害のある人の実情に即した、本市成年後見制度利用促進計画を本プランと一体的に策定し、障害のある人が、自らの考えで選択し、自己決定するための支援を行うとともに、意思表示能力に障害があるために契約行為等が困難な方が、日常生活に支障が生じることのないよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などに取り組んでいきます。	障害者権利擁護推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室 介護ケア推進課	○引き続き、京都市成年後見支援センターにおいて、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談対応や制度利用の支援を行っていく。	199
		京都市成年後見支援センター運営事業	保健福祉局	介護ケア推進課	○引き続き、成年後見制度の中核機関として、成年後見支援センターの機能充実を図り、判断能力の低下した本人等を支援するチームに対する支援等を進めていく。 ○引き続き、養成講座の実施により市民後見人の養成を進めるとともに、受任件数の増加に向け、積極的に活用を進めていく。	200
		日常生活自立支援事業	保健福祉局	介護ケア推進課	○引き続き、社会福祉協議会に対して補助を行うことにより、判断能力の低下した方への福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を実施していく。	201

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標3】安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

施策体系：健康・医療、こころの健康、難病支援、災害対策、権利擁護・虐待防止、感染症対策

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
感染症対策	47 感染症等の新たな課題に対する支援					202
	新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスを提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある人とその家族が安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に取り組みます。	障害福祉サービス等事業所に対する感染症対策の周知等	保健福祉局	障害保健福祉推進室	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、施設等の運営基準で、新興感染症発生時の対応に係る感染症法の規定による第二種協定指定医療機関との連携が規定されるとともに、報酬面でも障害者支援施設等感染対策向上加算が新設されたことから、事業所等への周知を図り、自主的な感染症対策の実施を促す。	

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
地域交流	48 地域とのつながりの構築					
	障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、日頃から地域での交流を図るなど、顔の見える関係づくりが重要です。そのため、地域コミュニティの活性化を推進し、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適にくらすことができる地域コミュニティを実現することにより、障害のある人と地域との連携を深め、障害のある人の地域交流への参加を進めます。 また、障害のある人が、地域の学校等を訪問し、児童・生徒との交流を図る等、障害のある人となない人が交流する機会を創出し、障害や障害のある人への理解と認識を深める取組を引き続き推進します。	障害者社会参加推進センター	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○関係団体、社会参加推進事業関係者との協議や研修のほか、障害者団体と社会福祉協議会の協力の下、障害理解の普及・啓発に係る物品等を配布するなど、障害者週間に合わせた街頭啓発等を実施する。	203
		ほほえみ交流活動事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、学校・児童館等での体験・交流学习を中心に、障害がある人となない人が相互に交流する機会を広げることにより、障害や障害がある人への理解促進を図る。	204
地域交流	49 地域活動を支える担い手の育成					
	市民のボランティア活動への参加は、障害や障害のある人を正しく理解する貴重な機会であるとともに、障害のある人が、地域活動など様々な活動に参加する機会を拡大するものであるため、引き続き、市民参加の福祉ボランティア活動を進めます。 あわせて、障害のある市民を支援する人を対象にリハビリテーションに関する知識、技術の向上に向けた研修や交流セミナーを実施するなど、地域リハビリテーション推進の取組を進めます。	福祉ボランティアセンター管理運営、区ボランティアセンター運営補助金	保健福祉局	健康長寿企画課	○引き続き、市域の福祉ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、各区ボランティアセンターと連携し、ボランティア団体や当事者団体、社会福祉施設、企業、大学関係団体等とのつながりを深めることで、ボランティア活動の活性化や人員育成等を進める。	205
		精神保健福祉ボランティア連絡協議会運営	保健福祉局	こころの健康増進センター	○精神保健福祉ボランティア養成講座（全5回）を実施 ○風に出あう会～シルバーリボンキャンペーン～の実施 ○ボランティア連絡協議会通信「風のリンケージ」の発行	206

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		地域リハビリテーション推進センター の管理運営	保健福祉局	地域リハビリテーショ ン推進センター	引き続き、次の事業を中心に取り組み、支援者等の専門知識及び支援技術等 の向上や市民への普及啓発を進める。 ○地域リハビリテーションの推進 ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業（地域リハビリテーション推進研修等） ・インターネット等を使った情報発信 ○高次脳機能障害者支援センター ・入門講座 ・介護保険施設・事業所職員対象研修 ・医療機関・福祉サービス事業所等への出張研修 ・小児高次脳機能障害に関する教育機関への研修 ・支援ネットワーク会議（京都府と共催）の開催 ・ホームページやフェイスブックを活用した情報発信 ・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会及び近畿ブロック連絡協議会、京 都市障害者就労支援推進会議	207
社会参加	50 社会的活動への参加促進					
	自らの意思と選択によって、ライフ ステージのあらゆる場面で、それぞ れの興味・関心に応じて、社会的活動に 参加できるよう、障害のある人の社会 参加への意欲を高めるための啓発を 行うとともに、社会参加を支援する取 組を進めます。	障害者社会参加推進センター	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○関係団体、社会参加推進事業関係者との協議や研修のほか、障害者団体と 社会福祉協議会の協力の下、障害理解の普及・啓発に係る物品等を配布するな ど、障害者週間にあわせた街頭啓発等を実施する。	208
		こころのサポートふれあい交流サロン	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続きこころのサポートふれあい交流サロン事業を設置し、精神障害のある 市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精 神障害のある市民の社会参加を図る。	209
		ほほえみ交流活動事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、学校・児童館等での体験・交流学習を中心に、障害がある人とな い人が相互に交流する機会を広げることにより、障害や障害がある人への理解促 進を図る。	210
		成人講座	教育委員会	総合育成支援課	○障害のある市民に対し、生涯にわたる学習の機会を保障するため、成人講座 を実施する。 聴覚障害者成人講座・・・青年教室や手話教室などを開催する。 知的障害者成人講座・・・日曜教室や学習会などを開催する。 視覚障害者成人講座・・・青年学級やパソコン講座などを開催する。	211

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
社会参加	51 社会的活動に参加しやすい環境の整備					
	障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、市バス・地下鉄やタクシー等の経済的な負担軽減や、障害のある人の居場所づくり、観光していただけるコースの紹介など、ハード面だけでなく、ソフト面からも社会参加しやすい環境を整備します。	重度障害者タクシー料金助成事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、重度障害のある人に対し、タクシーを利用する際の利用料金の一部を助成する。	212
		市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、障害によって外出が制限される障害のある人に対し、福祉乗車証を交付する。	213
		こころのサポートふれあい交流サロン	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続きこころのサポートふれあい交流サロン事業を設置し、精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精神障害のある市民の社会参加を図る。	214
		市バス・地下鉄など利用しやすい環境整備	交通局	自動車部 高速鉄道部	＜市バス＞ ○ノンステップバスを9両導入予定。ノンステップバスの導入率は令和6年度末時点で96.4%（810両のうち781両）となる予定 ＜地下鉄＞ ○バリアフリー化を推進した烏丸線新型車両を2編成導入予定	215
		動物園や二条城等京都市の公共施設の利用料減免	文化市民局	市民スポーツ振興室 文化芸術企画課 文化財保護課	【文化芸術企画、文化財保護課】 ○引き続き、文化施設（動物園、美術館（コレクションルーム、共催展）、二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅、旧三井家下鴨別邸）の入場料の無料化を実施する。 【市民スポーツ振興室】 一部スポーツ施設（西京極総合運動公園補助競技場、京都アクアリーナ等）において施設の利用料金の免除を継続して実施する。	216

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		ユニバーサルツーリズム事業	産業観光局	観光MICE推進室	○市内の観光モデルコースや周辺のバリアフリー情報を紹介するとともに、市内の観光施設・宿・交通機関のバリアフリー情報、トイレの種類（多目的、車いす、ベビーベッドあり、オストメイトあり等）や点字・手話による案内の有無などを検索できるホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」を利用して京都の魅力を発信する。 ○障害者、高齢者とその家族等の多様なニーズに応える「京都ユニバーサルツーリズムコンシェルジュ制度」を運営し、誰もが安心して京都観光を楽しんでもらえる環境づくりに取り組む。	217
		障害者手帳アプリの活用	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、本市所管施設での本人確認に障害者手帳アプリ「ミライロID」を導入することで、障害がある人の社会参加を推進する。	218
		インクルーシブ・サイクリング体験会	建設局	自転車政策推進室	・「インクルーシブ・サイクリング体験会2024」を開催予定。（第21回みんなのスポーツフェスタ内で開催予定）	219

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
社会参加	52 障害のある人自身による主体的な社会活動の支援					
	障害のある人の自主的な活動を推進するため、同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、お互いに支え合うピアサポート活動等を推進します。	精神障害者地域移行促進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	○関係機関との連携のもと、普及啓発や地域移行に係るピアサポーター活動の支援等、精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を推進するとともに、精神科病院や地域の支援事業者等に対しての研修会等を開催する。	220
		難病患者地域支援対策推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、難病患者への支援を行う。	221
		障害者相談員設置事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○事例集等を活用しながら、引き続き、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施する。	222
		障害者ピアサポート研修事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害のある人の自立に向けた意欲向上や地域生活の不安解消を図るため、京都府と連携しピアサポートの取組促進や理解促進を図る研修を実施する。（令和5年度～）	223
		精神障害者家族支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○家族相談事業（ピアカウンセリング）を実施し、精神障害者及びその家族の支援を行う。 ○全国精神保健福祉家族大会を通じて、家族・本人及び市民の交流を図る。 ○精神障害に関する講演会を開催し、保健・医療・福祉関係者と家族の相互理解を図る。 ○機関誌を発行し、関係機関等に配布する。	224
		就労、職場定着支援	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、「障害者就労ピアサポート事業」を実施し、障害のある人の就労、職場定着に向けた支援（ピアカウンセリング）を行う。	225

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
就労	53 一般就労の促進 京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進するほか、障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保等に取り組めます。総合支援学校においても、引き続き、学校での学習と企業等での実習を結びつけた「デュアルシステム」や働くことの基盤となる力である自己肯定感を育む「地域協働活動」など、関係団体や関係機関と連携した様々な取組を推進します。 あわせて、障害福祉サービス事業所など、支援する担い手の「障害のある人を支える力」の向上も図るとともに、伝統産業、農業、文化芸術などの新たな分野への雇用促進に取り組めます。	障害者就労支援プロモート事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○京都就業生活・支援センター、市内就労移行支援事業所と連携のうえ、就労移行支援事業所説明会を実施(7月) ○障害者雇用に応募のある企業等に対して、課題に応じたアドバイザーの派遣を実施。 ○本市、国、府の各行政から民間まで、労働、福祉、教育の各分野の関係機関等が参画し、協働・連携する支援環境の整備について検討を行う「京都市障害者就労支援推進会議」を開催予定(2～3月) ○就労支援推進会議HP「はたらきまひよ」の運営 ○京都労働局・ハローワーク、京都府、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、京都府高齢・障害者雇用支援協会と共催し、京都障害者ワークフェアを開催。優良施設に対して市長表彰を実施(9月) ○福祉事業所等の支援者・利用者向けにスキルアップ研修を開催 開催予定：7回／150名程度 ○企業等向けの障害者雇用企業セミナー等を開催予定 開催実績：3回／50名程度	226
		障害者職場実習及びチャレンジ雇用推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、「障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業」を実施し、障害のある人の一般就労へのステップアップの機会を提供する。 実施予定人数：職場実習20名、チャレンジ雇用1名	227
		伝福連携担い手育成支援	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○伝統産業事業者または新たに伝統産業に取り組もうとする事業者に対し、障害者就労支援等アドバイザーの派遣や障害者就労等に必要な備品購入に要する経費を助成。 補助予定数：4事業者	228
		京都市障害者IT教室	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、「京都市障害者IT教室」を実施し、障害のある人の就労を促進する。	229
		発達障害者支援センターかがやきの運営	保健福祉局	こころの健康増進センター	○引き続き、相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発及び研修の4つを柱として事業を実施する。	230

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
		障害のある方を対象とした採用試験の実施	人事委員会事務局	—	【6月実施試験】 ＜一般事務職＞ 障害のある方を対象とした採用試験の実施 【9月実施試験】 ＜一般事務職・学校事務職＞ 障害のある方を対象とした採用試験の実施	231
		デュアルシステム推進ネットワーク、雇用フォーラム	教育委員会	総合育成支援課	○学校、関係団体、企業の3者で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」を2回(6/11・2/4)開催する。 ○障害のある市民の雇用フォーラムを11月6日に開催する。	232
		新たなキャリア教育プログラムの構築	教育委員会	総合育成支援課	○総合支援学校職業学科をモデル校として、地域とともに進める新たなキャリア教育プログラムを推進する。	233
		京都市役所内における障害者雇用に係る取組	人事委員会事務局 行財政局	人事課	○障害のある方を対象とする正規職員の採用試験を実施。 ○障害の特性を踏まえた多様な働き方を選択できるよう、より柔軟に勤務時間や業務内容等を調整することが可能な会計年度任用職員の雇用を拡大。 ○「京都市障害者活躍推進計画」に掲げる各種取組の更なる推進及び本市の障害者雇用を取り巻く環境等を踏まえた計画の見直しの検討。 ○障害者職業相談員の知識・経験等を活用し、障害を持つ職員の職業生活全般における相談・指導を継続。	234
就労	54 重度障害のある人が就労できる支援体制の充実					
	重度障害のある人や視覚障害のある人が支援を受けながら働くことができるよう、取組を進めます。	重度障害者等就労支援特別事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、通勤や働く際に必要となる介助等に係る費用を助成する「重度障害者等就労支援特別事業」を実施し、重度障害等のある方の就労支援を推進する。	235

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
就労	55 定着支援の充実 障害のある人が就職し、職場に適応し定着するためには、就労に伴う環境変化により生じた課題解決に向けた取組も重要です。そのため、一般就労への円滑な移行のための就労系障害福祉サービスの一時的な利用等、それらの課題に対応できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等とも連携し、必要な支援を行います。	関連機関との協議による定着支援等の取組の検討	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を運営し、仲間づくり支援の取組を実施する。	236
就労	56 福祉的就労の底上げ 障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど、福祉的就労の底上げを図っていきます。 また、障害のある人にとって、より適切に就労・障害福祉サービスを選択することが可能となるよう就労選択支援を行います。	はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業等	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○官公庁等の受注のための共同受注窓口として、ほっとはあと(授産)製品等の活用への働きかけ ○ほっとはあと(授産)製品等のセレクトショップ「はあと・フレンズ・ストア」の運営 ○はあと・フレンズ・ストアの2階をギャラリーとして展示企画を開催 ○障害福祉サービス等事業所職員向けの商品相談会、能力向上研修等を開催	237
		京都ほっとはあとセンター運営助成事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き、就労継続支援事業所等の工賃向上の側面から、共同受注、製品開発、市場開拓等に取り組む拠点として京都ほっとはあとセンターの運営を府市共調事業として行う。	238
		障害者優先調達推進法における調達の推進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	引き続き、庁内の障害福祉サービス等事業所からの物品等の調達の推進を図るため、目標額を設定するなど各局区等への働きかけを行う。 目標額：319,000,000円	239
		農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	本市農林施策と連携し、障害者福祉施設が新京野菜の選別作業に加え、生産・加工・販売等に携われるよう、農家等とのマッチング等に取り組み、販路開拓や地域の活性化、障害者福祉施設の工賃向上を推進する。 ○農福連携に係るマッチング会の実施 ○農作物を活用した新商品の開発	240

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
文化芸術	57 文化芸術活動の振興					
	障害のある人が、文化芸術活動に参加できるよう、新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提供、発表の場の確保、更には作品の二次利用による商品化等、障害者芸術の活性化に取り組めます。 また、障害のある人が文化芸術活動に参加する機会を提供するため、創作活動等の場づくりを支援する担い手の育成に努めます。	障害のある人の芸術活動支援事業	保健福祉局 教育委員会	障害保健福祉推進室 総合育成支援課	○引き続き、「障害者芸術」の活性化を契機とした文化芸術の魅力発信事業を実施 ○NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との協働により、障害のある人に芸術の創作表現活動の場を提供し、芸術作品の制作活動を支援する。 ○天才アート展、企画展の開催等を通して、障害者芸術への市民の理解・啓発を図る。 ○総合支援学校に専門家を派遣し、児童生徒の芸術活動を推進する。	241
		UDカレンダー、障害者芸術推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、市内の障害福祉事務所にアート原画を募集し、2025年版UDカレンダーを作成する。	242
		はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○官公庁等の受注のための共同受注窓口として、ほっとはあと(授産)製品等の活用への働きかけ ○ほっとはあと(授産)製品等のセレクトショップ「はあと・フレンズ・ストア」の運営 ○はあと・フレンズ・ストアの2階をギャラリーとして展示企画を開催 ○障害福祉サービス等事業所職員向けの商品相談会、能力向上研修等を開催	243
		障害のある人の芸術活動支援事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○引き続き、「障害者芸術」の活性化を契機とした文化芸術の魅力発信事業を実施	244

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標4】社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

施策体系：地域交流、社会参加、就労、文化芸術、スポーツ

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
スポーツ	58 障害者スポーツの振興					
	障害者スポーツに関する情報発信により、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、より多くの障害のある人が、スポーツに親しむことができるよう、裾野拡大と競技力向上の両面から障害者スポーツの振興を進めます。 また、障害者スポーツの普及に向け、障害者スポーツを指導できる人材の育成に努めます。	障害者スポーツセンター運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進拠点として、障害者スポーツセンターを運営 ○障害や年齢に合わせて、楽しみながら技術の向上等を目指すための教室や、障害者スポーツの普及を目的とした各種大会、裾野を広げることを目的とした体験会等の開催を通じて、障害者スポーツ全体の振興に取り組んでいる。	245
		障害者教養文化体育会館運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○障害者の心身の健康の維持増進を図るとともに、障害者の社会参加の促進に資するため、障害者教養文化・体育会館を運営 ○障害や年齢に合わせて、楽しみながら技術の向上等を目指すための教室や、障害者スポーツの普及を目的とした各種大会、裾野を広げることを目的とした体験会等の開催を通じて、障害者スポーツ全体の振興に取り組んでいる。	246
		全京都障害者総合スポーツ大会	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○全京都障害者総合スポーツ大会(全7競技)を実施 ○大会を通じて地域における障害者スポーツのリーダーの養成を図り、スポーツの日常化とスポーツ活動に参加する層の拡大を図り、「国際障害者年10年」の歩みで培った「完全参加と平等」の理念の実現に寄与しようとするもの	247
		全国障害者スポーツ大会派遣事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」(R6.10.24～10.29)に京都市選手団を派遣 ○大会までの期間、各競技ごとに練習会を数回実施	248
		全国車いす駅伝競走大会	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○天皇盃第36回国車いす駅伝競走大会(R7.3.9)を実施	249
		障害者スポーツの普及に向けた指導人材の育成	保健福祉局	障害保健福祉推進室	○京都市域の障害者スポーツ施設である障害者スポーツセンター(左京区)及び障害者教養文化・体育会館(南区)を障害者スポーツ振興の拠点として位置付け、指導者・ボランティアの育成を実施する。	250

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
早期発見・早期支援	59 関係機関との連携による早期発見・早期支援					
	子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう各区役所・支所の子どもはぐみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。	乳幼児健診	子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、乳幼児健康診査を実施する。	251
		親子すこやか教室	子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、親子すこやか教室を実施する。	252
		早期からの教育相談・支援体制構築（就学支援シート）	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、関係団体との連携を深め、すべての就学前施設で就学支援シート事業を実施していく。	253
		発達障害者支援連携協議会運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	必要に応じて、協議会の開催を検討する。	254
早期発見・早期支援	60 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進					
	特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、ニーズに応じた児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進、児童発達支援センターにおける「気づき」の段階での相談等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。	HPやチラシ等による事業者への働きかけ	子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課	○子どもの発達に不安を感じている等、「気づき」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応する。	255

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
特性や状況に 応じた支援の 提供	61 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討					
	京都府が医療的ケア児等に対する総合的な支援を行うために設置する医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携し、医療的ケア児等地域支援コーディネーターを配置することで、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、地域で医療的ケア児等を支援する体制を構築します。 重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得に係る職員研修の受講促進に努めます。 また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。	医療的ケア児支援協議の場	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、協議の場を開催し、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて検討する。	256
		医療的ケア児等地域支援コーディネート事業	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○事業の実施地域を拡大し、中部エリア(上京区、中京区、下京区、南区)、東部エリア(東山区、山科区、伏見区(醍醐支所)のみ)において、支援機関へのスーパーバイズ等、取組体制の強化を図る。	257
		学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実	教育委員会	総合育成支援課	○地域制総合支援学校5校に看護師を加配し、総合支援学校を拠点に小中学校等に看護師を派遣する方式を新たに導入し、小中学校等における医療的ケアのより安全安心で安定した実施を推進。令和6年度は新就学時を中心に派遣する。 ○通学支援については、保護者負担の軽減のため、引き続き、取組を推進していく。	258

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
特性や状況に応じた支援の提供	62 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実					
	ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。 とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。 なお、京都府が難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保に向けて整備を進めており、難聴児とその家族等に対する支援に関する課題などの情報共有や更なる支援の充実を行います。	地域リハビリテーション推進センター	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	引き続き、個別支援や事業所等への支援、普及啓発事業等を通じ、関係機関等とも連携して、身体障害や知的障害、発達障害、高次脳機能障害等のある子どもの支援体制の充実を図る。 ○地域リハビリテーションの推進 ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業（地域リハビリテーション推進研修等） ・インターネット等を使った情報発信 ○高次脳機能障害者支援 ・小児高次脳機能障害に関する教育機関への研修	259
		児童福祉センター・第二児童福祉センター管理運営	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター 第二児童福祉センター	○発達障害などの障害相談に専門的に対応し、支援制度や施設利用の紹介、アドバイス、関係機関との連携など、引き続き、相談支援体制の充実を図っていく。 ○市内の他の児童発達支援センターと連携し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所への訪問支援、実習・見学の受入れ、事業所向けの研修の企画・運営、保育所等子育て支援施設への療育支援、発達に不安がある方に対する相談支援に取り組む。（地域障害児支援体制強化事業）	260
		発達障害者支援センターかがやきの運営	保健福祉局	こころの健康増進センター	○引き続き、相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発及び研修の4つの柱から事業を実施する。	261

「はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
特性や状況に 応じた支援の 提供	63 障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施					262
	障害児入所施設においては、虐待を受けた障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、虐待防止研修や虐待防止委員会の設置、担当者の配置等といった被措置児童等虐待防止の取組を行います。 とりわけ、入所している児童が18歳以降、地域での生活など大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行います。	障害児入所施設からの円滑な移行調整に関する協議の場	子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課	○障害児入所施設に対する運営指導などにより、虐待防止に係る取組が適切に行われているか確認する。 ○入所児童の全体の状況及び各関係機関ごとに把握している広域の情報と課題を共有するため、年2回程度、協議の場を設定し、協議を行う。	
相談・支援・連 携体制の強化	64 児童発達支援センターの中核機能の強化					263
	児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害者通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能といった中核的な支援機能を備えるための整備を進めるとともに、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の構築を進めます。	地域障害児支援体制強化事業	子ども若者はぐみ局	子ども家庭支援課	○障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うため、市内9か所の児童発達支援センターが中心となり、地域の事業所等とも連携・協力しながら、子どもの育ちの保障、家族の不安軽減、地域における支援の質の向上等に取り組む。	

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
相談・支援・連 携体制の強化	65 障害児相談支援の充実 区役所・支所の子どもはぐくみ室や障害保健福祉課、児童福祉センター、総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」、教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）等における相談体制の充実を図ります。 その中でも、児童発達支援センターについては、「気づき」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する身近な窓口として、相談対応を行うといった相談支援体制の構築を行います。 また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め、子どもにとって適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。	こども相談センターパトナ運営	教育委員会	生徒指導課 教育相談総合センター	○教育相談体制の充実 ・不登校をはじめとする子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がかりの相談に応じる「カウンセリングセンター」、適切な相談機関を紹介する「こども相談総合案内」、不登校児童生徒の活動の場である「ふれあいの杜」等の運営を行う。	264
		総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター運営」	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、医療・福祉機関等とも連携し、地域に開かれた総合育成支援教育に関する拠点となることを目指して相談・支援業務を進めていく。	265
		障害児相談支援の利用促進	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○引き続き、障害児相談支援の利用促進、普及啓発を行う。	266
		放課後等デイサービス事業所への巡回指導	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○児童発達支援センターによる訪問を実施し、助言及び技術指導や研修を中心に事業を実施する。	267
		地域障害児支援体制強化事業	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○子どもの発達に不安を感じている等、「気づき」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応する。	268

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
相談・支援・連携体制の強化	66 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討(再掲)					
相談・支援・連携体制の強化	67 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進					
	幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービスと児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。 障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園等において受入れを推進するとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、児童館、学童保育所、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。	関連機関との協議による連携体制づくりの検討	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 子ども家庭支援課	○関係機関と連携し、協働体制の強化や障害児支援に普及啓発等に取り組む。 ○「京都市保保育施設障害児等保育研修」会場(キャンパスプラザ)、Web開催 第1回(5月23日)「発達障害の特性とその支援」 講師：村松陽子(児童精神科医)、萬木はるか(臨床発達心理士) 第2回(9月18日)「事例を通じて発達特性の理解とその支援を考える」 講師：岡崎達也(言語聴覚士、児童館連盟主任厚生員) 第3回(12月3日)「関係機関連携と保護者支援(仮)」 講師：榊原久直(京都教育大学 学びサポート室) 【子育てサポートプログラムの実施】 市営保育所地域子育て支援拠点事業において、引き続き子育てサポートプログラムを活用した事業を実施する。 【民間保育施設への制度周知等】 民間保育施設において、引き続きより積極的な受け入れが行われるよう制度周知等により働き掛けるとともに、保育園の障害児保育のノウハウ蓄積のために、研修や相談窓口等の事業を行う。	269
		早期からの教育相談・支援体制構築(就学支援シート)	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、関係団体との連携を深め、全ての就学前施設で就学支援シート事業を実施していく。	270

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し番号
相談・支援・連携体制の強化	68 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進					
	妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる全ての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。	早期発見・早期支援	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○乳幼児健康診査マニュアルを基に支援が必要な児、親子を早期発見・早期支援できるよう努める。また、健診未来所者を把握し、受診の勧奨に努める。	271
		就学前児童等の支援	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	医ケア児及び障害のある子どもについて、引き続き受入できるよう補助金の交付などの支援を行う。	272
		就学後児童等の支援	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	○引き続き、学童クラブ事業における障害のある子どもの利用促進に努める。	273
地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進	69 インクルージョンの推進に向けた地域の体制づくり					
	子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性に応じた合理的配慮の提供を進め、障害のある子どもが可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域共生社会の実現を進めます。	地域障害児支援体制強化事業	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ等により、一般施策への後方支援の取組を強化し、併行通園や保育所等への移行を推進する。	274
地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進	70 子育て支援と障害児支援に係る双方向からの連携の実施					
	障害児支援を、専門的な知識・経験に基づき、子育て支援施策側をバックアップする後方支援として位置付け、児童発達支援センターが中心となり保育所等訪問支援の利用促進等を行うことで、保育所等における障害児の育ちの支援を行います。 加えて、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われるような、地域の体制づくりを進めます。	地域障害児支援体制強化事業	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	○専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ等により、一般施策への後方支援の取組を強化し、併行通園や保育所等への移行を推進する。	275

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
一人一人の教育的ニーズに応じた教育	71 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援					
	インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談をはじめとした就学支援・教育支援を行います。 また、地域の学校で学びたいという保護者の思いを最大限尊重し、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校には全て育成学級を設置するとともに、普通学級における、全ての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実、スロープ等による段差解消をはじめとするバリアフリー環境の向上など環境整備を進めます。 家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流・共同学習を積極的に推進します。	早期からの教育相談・支援体制構築（就学支援シート）	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、関係団体との連携を深め、全ての就学前施設で就学支援シート事業を実施していく。	276
		障害のある子どもたちの教育の啓発、早期からの教育相談・情報提供の実施	教育委員会	総合育成支援課	○子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談を実施する。 ○保護者や就学前施設の職員を対象に、就学説明会を実施する。 ○障害のある子どもの早期発見・支援を図る啓発リーフレットや、就学相談のリーフレットを、就学前施設や学校・関係機関を通じ保護者へ配布する。	277
		就学支援委員会の運営	教育委員会	総合育成支援課	○就学支援委員会を設置し、障害があると思われる就学予定者及び障害のある児童生徒の適切な就学先に関し、教育長の諮問に応じて調査審議を行う。	278
		医師等の専門家チーム「学校サポートチーム」による支援の充実	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、「学校サポートチーム」による支援の充実を図る。	279
		障害のある子どもと障害のない子どもの交流・共同学習の推進	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、交流及び共同学習を推進し、内容の充実を図る。	280

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度取組予定について

【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系：早期発見・早期支援、特性や状況に応じた支援の提供、相談・支援・連携体制の強化、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、一人一人の教育的ニーズに応

施策体系	施策	事業名	担当局	担当課	令和6年度取組予定	通し 番号
一人一人の ニーズに応じ た教育の推進	72 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育の実施					
	自立と社会参加を目指して子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及びきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場の整備充実や、総合育成支援員や看護師、スクールカウンセラー等の専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図ります。 また、「就学支援シート」や、各校種での「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」等を活用し、校種間の一層の連携・接続を行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を、福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。	個別の包括支援プランの推進	教育委員会	総合育成支援課	○総合支援学校において、障害のある子どもの「生きる力」と「保護者への生涯にわたる支援」を目的とした個別の包括支援プランを作成する。	281
		個別の指導計画の推進	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、個別の指導計画に基づく指導を推進する。	282
		総合育成支援員の配置、総合育成支援教育ボランティアの養成、活用	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、総合育成教育ボランティア養成講座を開催し、市立学校でのボランティア活動を促進する。 ○引き続き、総合育成支援員を希望する全ての学校・幼稚園に配置するとともに、支援を要する児童生徒が多数在籍する等の実態に応じて複数（追加）配置を実施するなど充実を図る。	283
		LD等通級指導教室による指導の充実	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、通級指導教室による指導の充実を図る。 令和6年度通級指導教室設置状況 通級指導教室：155教室設置（LD等：120校、ことばときこえ：35教室、うちLD等・ことばときこえ併用型：27教室）	284
		医師等の専門家チーム「学校サポートチーム」による支援の充実	教育委員会	総合育成支援課	○引き続き、「学校サポートチーム」による支援の充実を図る。	285
		教職員への職務別・課題別研修(随時実施)	教育委員会	総合育成支援課 総合教育センター	各種研修において、研修内容やねらい等に応じたオンラインやオンデマンドの活用を推進するとともに、校園内での研修等で活用できる動画コンテンツの充実を図り、更なる研修機会の拡充を図る。	286